

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会
第8回制度設計ワーキンググループ

1. 日時 平成26年9月18日（木）18：00～20：55

2. 場所 経済産業省本館地下2階講堂

3. 議題

(1) 事務局・オブザーバー説明

(事務局)

- ・ 小売全面自由化に係る詳細制度設計について
- ・ 送配電部門の調整力確保の仕組みについて
- ・ インバランス制度に係る詳細制度設計について
- ・ 法的分離（兼業規制・行為規制）に関する検討について
- ・ 広域的運営推進機関の設備形成ルールについて

(遠藤委員)

- ・ スイッチング支援システムの検討状況について

4. 議事本文

○安永調整官

それでは定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それから、本日も、議題に関係の深い関係者の方々にオブザーバーとしてご参加いただいております。

公正取引委員会調整課の片桐課長、急遽、代理で本間課長補佐にご出席いただいております。それから消費者庁、消費者調査課の岡田課長、それから、大口自家発電施設者懇話会の添木様、SBエナジー株式会社／SBパワー株式会社の児玉様、日本風力発電協会の祓川様にご出席いただいております。ご多忙のところご足労いただきまして、ありがとうございます。

それでは早速ですが、議事に入りたいと思います。

以降の議事進行は、横山座長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○横山座長

それでは早速、お手元の議事次第に従いまして、進めさせていただきたいと思います。

本日は資料3にございますように、第8回制度設計ワーキンググループ論点リストというのを用意していただいておりますが、非常にたくさんの論点がございます。したがって、時間、2時間半を予定しておりますが、また、いつものように30分程度延長させていただく可能性がありますので、ぜひ皆さん迅速な進行にご協力いただければというふうに思います。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、資料4は後ほど、資料5のシリーズの説明の後にエネットの遠藤委員のほうからご説明いただくということで、まずは資料5シリーズを事務局のほうからご説明をいただきます。よろしく申し上げます。

○安永調整官

それでは、ご説明させていただきます。

今、座長からお話しありましたように、資料3は、今回、議題を論点リストということでご用意いたしましたので、目次、あるいはチェックリストのような形でご参照いただければと思います。

それでは、資料でございますけれども、資料5-1からご説明させていただきたいと思います。

小売全面自由化の詳細設計でございます。最初に発電事業の定義についてでございます。前回、設備が合計1万キロワット以上の方が対象になるという案をご提示いたしましたけれども、自家消費が主目的の場合には、少しこの基準を適用すべきではないのではないかというご意見も頂戴いたしまして、これを踏まえまして、資料4ページで見直し案をご提案しております。

系統に流すための契約電力と、系統に流す量に着目いたしまして、これが一定以上という要件を満たす1,000キロワット以上の発電設備について、合計1万キロワットの判断を行うという案でございます。

なお、自家発以外の方にも共通の見直しといたしまして、この合計1万キロワットというのは1,000キロワット以上の設備の足し算で決めるという判断ということとしております。

5ページ以降でこれらの要件を詳しく解説しております。

それから9ページから、発電事業者の提出する供給計画についてでございます。供給計画として提出すべき内容につきましては、ガイドライン等で定めることとして、別途このワーキンググループにお示しする予定でございますけれども、本日は3点ほど方向性をご提案しております。

10ページ、発電計画・補修計画の明細書の提出の対象を10万キロワットなど大規模発電設備に限るというご提案、11ページは燃料計画の提出の対象を限定するご提案、12ページが発電所の開発計画の提出対象を限定するご提案でございます。

次に14ページ、会計整理についてでございます。

改正電気事業法では、全ての発電事業者に会計整理を義務づけておりますが、特殊な会計整理を必要とする事業者は大規模な事業者に限られることから、それ以外の事業者については、従来から

作成している財務諸表等を提出すれば足りるというご提案でございます。

続きまして、小売事業者に関する論点でございます。

16ページですけれども、改正法では小売電気事業者登録制としておりまして、申請書類として、供給量確保に関する事項、事業の実施体制についての提出を求めています。

17ページと18ページにて、需要の見込みと供給能力の見込みを提出すべきこと、その際の考え方や記載事項をお示ししております。

また、19ページでは、需要家への問い合わせの対応体制などを説明すべきこと、それから必要な提出書類というものを示しております。

20ページでは、登録を拒否する際の要件、21ページでは軽微変更は変更登録が不要であることを示しております。

23ページでは、供給力確保の基本的な考え方、24ページでこの供給力確保の命令が発動される具体例を挙げております。それから25ページからは、小売事業者が契約を締結する際のルールでございます。

26ページが、契約条件の説明義務の内容、28ページは、その説明の際の書面交付の内容、それから書面交付が免除される具体例、29ページでは、需要家の承諾を得て電子メールやダウンロード等が可能である旨をお示ししております。この場合、需要家が後からやはり書面がいいと希望された場合には、書面が必要であるということを示記いたしております。

31ページでございますけれども、契約締結後も書面交付を法律上求めています。32ページにてその内容、いつまでに交付しなければならないか、書面でなくてもよいケース、インターネット利用が認められることなどについてまとめております。33ページからは、小売事業者への業務改善命令でございます。34ページに具体例、どういった場合に命令が発動されるかということをお示ししております。また35ページでは、登録の取り消し要件についてまとめております。

それから次に小売電気事業者による供給停止についてでございます。この供給停止は、実際に電気の送電をとめてしまうということを指しております。現在、一般電気事業者に供給義務がありますけれども、料金を支払わない方にまで供給する義務ではなくて、実際に供給停止も行われておりますけれども、37ページにて、現状ではかなり慎重な手続を経て供給停止を行っているということをご紹介します。

今後、小売電気事業者が、例えばお金を払わない需要家の方に供給をいきなり停止するというのを認めるのかどうか論点になりますけれども、38ページにご提案をまとめております。供給停止は、これまでどおり慎重なプロセスを踏むことが必要という考え方に立ちまして、小売電気事業者が、仮に未払いの需要家の方に電気を流し続けて、未回収金がふえるというような場合には、送電を停止するのではなくて、契約を解除すればよい。そして解除された需要家は、最終保障サービ

すであったり、経過措置の規制料金の適用を受けることができますけれども、それでも支払いを行わないような場合には、この最終保障サービスを行う送配電事業者や、経過措置の規制料金による供給を行う一般電気事業者の小売部門が、現在と同様の丁寧なプロセスを踏んで最終的な供給停止を行うという仕組みでございます。

また、こうした仕組みとした場合の懸念点と解決の方策ということを、あわせてご提案しております。

続きまして40ページからは、経過措置の規制料金について3つの論点をお示しております。

論点1、この料金をつくるに当たって、今後は低圧託送約款というものができますので、これをベースに送電費用を算定すべきというご提案でございます。44ページは、論点2、経過措置の料金とそれから低圧託送料金について。一方を見直す場合には、もう一方も見直す必要があるのかについて、場合分けをしてご提案しております。

47ページでは論点3として、その場合のいわゆる変分改定を認める場合というのを整理しております。

それから49ページから事業報酬についてでございます。託送料金や経過措置の小売料金は、総括原価方式となりますので、原価に事業報酬を加えて料金を算定しますが、この事業報酬とは、いわゆる利益ではなくて、性質としては資金調達コストでございまして、送電部門は独占と総括原価が残るということでリスクが低い、事業報酬が少なくあるべきだというご意見を、このワーキンググループでもこれまで頂戴しておりました。このような考え方を54ページでお示しており、55ページにてご提案ですけれども、経営環境が今よりも低リスクであった震災前7年間の自己資本報酬率を採用すべきというご提案をしております。同様に57ページでは、他人資本報酬率の算定に当たりまして、震災前の利率を採用してはどうかというご提案をしております。

それから58ページでは、小売事業の事業報酬の算定方法、59ページでは、経過措置料金の変更命令を発動する際の基準に用いる事業報酬は、先ほどご提案した事業報酬ではなく、従来の方式の算定による旧一般電気事業者全体の事業報酬とすることをご提案をしております。

61ページから離島供給約款でございます。改正法では、離島の電気料金は離島以外の地域と同程度にすることとされておりますけれども、その料金メニューについて、現在の自由化部門については標準メニュー、規制部門については供給約款や選択約款のメニューを全て設定する形でスタートしてはどうかというのが、62ページの論点1のご提案でございます。

それから63ページになりますけれども、離島料金の設定に必要な情報を得るために、国が小売事業者に報告聴取を行い、料金の実態の把握を行う仕組みのご提案をしております。

また65ページ以降、離島のコストに占める燃料費の割合が非常に高いという実態を踏まえまして、燃料費の変動に応じてそのコストを回収する託送料金も、毎月自動的に連動させる調整制度を設け

てはどうかというご提案を66ページにまとめております。

68ページでは、現在の燃料費調整制度に準拠した仕組みとすることや、この仕組みを適用するかどうかは、送配電事業者の判断で、採用しないことも可とするということ、それから70ページで、この離島の収支の管理、公開につきましてご提案しております。

次に、最終保障約款でございます。大口部門には既に最終保障約款が現行制度でもございますけれども、実際のこの約款の適用事例はなく、ある意味望ましい状態にあるわけですけれども、それからご家庭などの規制部門については、経過措置料金規定が存続する間は、最終保障約款は策定する必要がないということでございますので、74ページでございますけれども、今回は料金メニューをどうすべきかについて具体化はせずに、最終保障サービスの趣旨を踏まえて、事業者が策定すべきことをご提案するにとどめております。

小売の自由化の関係は、以上でございます。

それから次に資料5-2をごらんいただければと思います。送配電事業者の調整力の確保についてでございます。

どのようにして受給バランスの調整などを行い、そのための費用を確実に回収できるようにするのか。これは第2段階で送配電事業のライセンスが独立する段階で明確にする必要がある。この資料の1ページ目でございますけれども、本日は、この必要な調整力のラインナップを中心にご議論いただくということで、次回以降その量や費用の見通し、そして費用負担のあり方について具体化することとしております。

資料の3ページ左側には、このワーキンググループで、以前に電気事業連合会から示された系統安定化業務をまとめております。これを踏まえた論点を、その右側に記載しております。

資料はこの論点の順におつくりしておりまして、順に参りますと、まず7ページをごらんいただければと思います。小売事業者が供給力として確保した電源についても、その一部は送配電事業者が調整力として活用する場合があるということをお示ししております。

それから8ページ、当面はこれまでの供給予備力に関する考え方を踏まえるものの、今後、再生可能エネルギーの導入拡大などに伴い、必要となる調整力について議論を行うことが必要であるということをお示ししております。

10ページでは、供給計画策定段階など、長期の断面では予備力が8から10%必要という考え方がございますが、これは随分古い時代の考え方に依拠していること、送配電のみならず、小売が確保するものも含まれているということも踏まえまして、これについても再検討を行う旨お示ししております。

また12ページですが、確保すべき調整力の単位を論点としております。確実な確保と透明性という観点から、発電機単位で調達すべきということを事務局の提案としております。また、15ページ

ですが、確保の手順をお示ししております。16ページにて、自社電源を含めて公募により透明性を確保すべきということをお示ししております。

また、17ページから20ページにかけて、潮流の調整を初めといたしまして、現在系統運用者が量と質の安定供給のために行っている業務について記載しております。21ページに若干まとめておりますけれども、これらの調整力が現在、一部は託送料金で回収され、一部はインバランス料金で回収され、しかし託送料金では徴収していないものも多いという整理をしております。

こうした調整力を確実に確保するためには、送配電事業者がコスト回収を確実にできるようにする必要がありまして、その具体的な量や費用のイメージを次回のワーキンググループにおいて、これ、一般電気事業者の方からお示しいただくような形で、具体的化していく必要があると考えております。

調整力は以上でございます。

続きまして資料5-3をごらんいただければと思います。インバランス制度についてでございます。

2ページでございますが、前回、算定の単位、それから値差をどうするのか、4つのパターンに分けて集中的にご議論いただきました。その続きの議論と、それからこの2ページの真ん中ですが、そもそもインバランス料金の基本的な算定方式をどうするのかという点が主題でございます。

それから、自然変動電源の取り扱いについてもご提案させていただきます。まず5ページをごらんいただければと思います。

改革の第2段階から第3段階までの間は、インバランス料金について市場価格をベースにするのか、調整のための実コストをベースにするのか、大きくこの2つのどちらかという判断が必要でございます。6ページから11ページまで、この判断についてのさまざまな論点についてまとめておりますが、これらを総合して、事務局の提案を12ページにお示ししております。市場価格をベースとする方式をご提案しております。

その場合の料金の決め方、13ページにまとめております。スポット価格と1時間前市場価格の加重平均を参照し、系統全体として不足と余剰のいずれが発生しているかによる調整を α でございますけれども、調整を行い、それから β でございますが、地域差も補正するという方式でございます。この系統全体の不足、余剰の反映方法については14ページに、例えば市場価格の再計算を行うというような方法も考えられるということをご参考までにまとめております。

次に16ページでございます。前回、精力的にご議論いただきましたこの4つの選択肢でございます。前回の議論を踏まえまして、事務局の提案としては、17ページでございますが、この③と④を組み合わせた方式を提案しております。値差はなしといたしまして、需要側についてはグループ単

位となりますけれども、この発電側のインバランスについてはグループ単位とする③、それから発電機単位とする④、これを組み合わせたパターンということでございまして、この分かれ方について18ページにお示ししております。大きくこの3つのパターンを図でお示ししておりますけれども、まず一番上、中央給電指令所からの指令を受ける電源の場合、指令によって出力変動させる、これはインバランスではないという整理になります。上から2つ目ですけれども、逆に指令に対応した発電がきちんとできないとトラブルがあったような場合には、これはこの発電機のインバランスということで、これはいずれも電源単位で判定する、つまり④のパターンということになります。

逆に中央給電指令所の指令を受けない電源については、③のパターンといたしまして、ゲートクローズの後、グループ内での電源の持ちかえなどの調整が可能だという案でございます。この仕組みは既存の事業者も新規参入者も、イコールに適用することになります。どの電源が直接指令を受ける電源なのかというのは、今後の決め方次第でございますけれども、いずれにしてもこの電源の分類に従いまして、インバランスのルールを対応させるということでございます。

それから、関連するその他の論点といたしまして20ページ、旧一般電気事業者の需要家側のインバランスについて、全系統の需要量から新電力の需要量を差し引く方式で算定すべきこと。それから21ページです。新電力は、実同時同量との選択制にしようということが、専門委員会のときにまとめられておりますけれども、これは第3段階の実施時点までといたしまして、それ以降は計画値同時同量に一本化してはどうかということをご提案しています。

22ページでは、沖縄、それから離島におけるインバランス料金は、先ほどお示した案と同じでいいかどうか、別途のルールが必要ではないかということをご提案しております。

それから、24ページから再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度と計画値同時同量の関係についてのご提案でございます。先ほどご説明いたしましたインバランス料金の新ルールを導入いたしました場合に、大きく3つの課題があるということをご提案しております。

文章では24ページ、図では25ページと26ページに課題を記載いたしました。

課題1ですけれども、余剰インバランスを送配電事業者が買い取るということになると、これは小売事業者による全量買い取りではなくなってしまうという問題、課題2は、ご家庭の太陽光発電も含めまして、再エネの事業者の方にそれぞれ計画値の策定をやっていただけるのかという問題、それから課題3は、計画値に合わせるようなインセンティブを持たせようという、このインバランス料金を、いわゆるこの自然変動電源でございますけれども、再生可能エネルギーにその発電事業者が負担させるのかという問題でございます。

解決のためのご提案を文章では27ページ、図では28ページ、29ページに記載しております。小売事業者が固定価格買取制度で再生可能エネルギーを特定供給者、この特定供給者というのは、買取法の再エネ発電事業者でございますけれども、小売事業者が買い取った場合に、小売事業者の単位

で発電側のバランシンググループを仮装的に組むといたしまして、このバランシンググループごとの計画値を、発電事業者ではなくて送配電事業者が設定するというようにしております。これは太陽光や風力がどの程度発電するのか、予測を公平に行えるのは送配電事業者ではないかという趣旨でございます。

こうして予測値が計画値として設定されますけれども、例えば計画値が100、例えば風や太陽の予測が100だということになった場合に、実際には80しか発電しなかったような場合には、この80が買い取り制度に基づく買い取りと、買い取り価格が適用されるものがこの80と、小売事業者は、100の計画値ですので、不足のインバランス20をどうするかですけれども、これは送配電事業者が小売事業者に補給するというところでございます。原則のインバランス制度は、発電事業者に不足インバランスを供給しますけれども、小売事業者に供給する。逆に、余剰の場合です。計画100に対して110出てしまったという場合には、110を小売事業者が全量買い取る。これで全量買い取りになるわけですが、計画100に対して余計に来てしまった10は、今度は余剰インバランスという形で、小売事業者が送配電事業者に売るという仕組みでございます。

これらの場合のインバランス料金は、先ほどご提案した市場連動のインバランス料金ではなく、回避可能費用、言うならば損でも得でもない料金というものを適用する。こうすることで3つの課題に対応できるのではないかというご提案でございます。

30ページではどのような再エネ電源をこの仕組みの対象にするのか。特にバイオマス発電には、こうした特別なルールを適用する必要がないのではないかという論点を提供しております。

また一部の再エネ電源は、通常のインバランスルールとした場合でも、全量買い取りとする必要がありますので、31ページでその解決案、また32ページでは幾つか論点を提起しております。

論点1として、再エネ発電事業者も計画発電量を提出するなど、予測値ですけれども、そうした情報提供に協力する。送配電事業者の設定した計画値についても事後検証を行い、関係者それぞれが予測精度の向上に努めるべきことを挙げております。

また、論点2としまして、この仕組みを導入する場合には、再生可能エネルギーでも小売事業者は確実に計画値どおりに買えるということになり、いわばそのための成型コストも反映するような観点から、この回避可能費用というものは見直すことも必要なのではないかといた論点を提起しております。このほか論点3と4でも手続について少し論点の提起をしております。

以上がインバランスの関係でございます。

続きまして資料5-4、法的分離についてでございます。

法的分離は、送配電事業者と発電小売事業者の間に資本関係が認められる方式ですので、厳格な行為規制が必要になる。こうした前提で、まず2ページですけれども、送配電事業者に対して、発電事業、小売事業との兼業を禁止するというものが、このやり方であるということをしております。

しかし、もっぱら送配電事業のみに用いる発電設備というものがあれば、これは発電事業を兼業しても中立性に大きな問題は生じないという、こうした例外もあり得るというふうにしております。典型的には、離島への供給の場合には、こうした事例になるのではないかと思います。

それから3ページでございますが、この分類の形態といたしまして、左側の持株方式、右側の親子会社の方式、2パターンを想定しまして、今後の検討を進めてはどうかというふうにしております。

それから、これは次回ご議論いただく予定ですけれども5ページです。送電事業者、現在該当しますのはJ-POWER、電源開発株式会社のみでございますけれども、この送電事業について、法的分離というのが必要なのかどうかというのが論点であるということを取り上げております。

今の論点は4ページでございます。大変失礼いたしました。

それから5ページですけれども、行為規制の必要性を中心に記載しております。

6ページで、行為規制の全体像をお示ししております。この全体像のうち、本日の論点といたしまして、7ページで、このうち人事や組織に係る1番目の事項の大枠について、今回ご提案をするということをまとめております。この大枠でございますけれども9ページ、グループ会社による不当な影響力の行使について、何らかの規制が必要ではないかという点、10ページ以降、取締役などに一定の兼職制限、取締役などのこのノーリターンのルールが何らか必要ではないかという論点をお示ししております。

13ページにまいりまして、株式会社形式として取締役会の設置の義務づけと株主総会決議事項に対する一定の制限、14ページでは、特定の従業員の人事管理について何らかの規律が必要ではないか。17ページでは、グループ内の業務委託に関する規律について、それぞれ挙げております。

18ページ以降はこれまでこのワーキンググループに出ささせていただいたスライドを参考までにおつけしております。いずれにいたしましても、本日は大枠でございます、より具体的な規制内容や、その他の行為規制につきましては、また改めて、次回以降のこのワーキンググループにお示したいと考えております。

それから続きまして資料5-5をごらんください。広域機関の設備形成ルールについてでございます。

2ページ目でございますけれども、本日の論点、3つございます。長期方針、それから検討開始要件、標準検討期間につきまして具体化しております。

まず3ページでございますが、長期方針の策定の基本的考え方と、その構成内容の案、4ページではその長期方針の位置づけをお示ししております。次に検討開始要件について、まず5ページですが、これまでの議論を踏まえたプロセスの全体像をお示した上で、電源設置者により必要性が提起される場合、広域機関により提起される場合について、それぞれございますので6ページから

8ページにかけて、その考え方をまとめております。この中で特に8ページでは検討開始の間口を広げる観点から、従来よりも検討開始要件を広げる考え方についてまとめております。

最後の9ページでは標準検討期間といたしまして、これは事業主体等を募集するかどうかという場合に応じまして、12カ月以内または18カ月以内をそれぞれ目指すという旨の提案をしております。

これまで毎回、設備形成ルールについてご提案してまいりましたけれども、これまでの議論を踏まえまして、全体として設備形成ルールがどうなるのかということにつきましては、次回、全貌を整理して改めてお示ししたいと考えております。

それから最後に、参考資料というものを、2枚ですけれどもお配りしております。先月の下旬に資源エネルギー庁の担当官が、アジア太平洋諸国の電力ガス分野の政府関係者の国際会議に参加いたしまして、日本のスイッチング支援システムの取り組み状況を説明いたしましたところ、世界最速のシステムを自負し、実際に年間20%のご家庭の需要家がスイッチを行っているというニュージーランドの政府から、日本のシステムが世界最速になるのかもしれないというお褒めの言葉も頂戴しまして、そういったことを少しご参考までにご報告させていただきます。

大変長くなりましたけれども、事務局からの説明は以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。極めて簡潔にご説明いただきまして、ありがとうございました。

それでは続きまして、資料4のスイッチング支援システム等の検討に関する作業会からのご報告ということで、作業会を代表して、エネットの遠藤委員のほうからご説明をお願いいたします。

○遠藤委員

それでは、資料4、スイッチング支援システム等に関しまして、広域の準備組合からご説明いたします。

めくっていただきまして2ページ目は、前回のワーキング以降の作業会の開催状況でございます。

3ページ目ですが、スイッチング支援システムの開発については、現在、RFPの手続を進めておりまして、その段取りがこの表でまとめられています。今月末の総会で提案者を決定していく予定にしております。

それから次の4ページ目ですが、前回のワーキング以降の作業会で議論した内容をまとめております。使用量情報の提供方法に関してですが、お客様の過去の使用実績を入手し、新しい小売事業者を提供するということになり、個人情報に当たりますので、ご本人の同意確認をきちんとするというセキュリティ上の対策を打つということを書かせていただいております。

それからその利便性の観点からは、即時性ということも当然考えていくということでございます。このページでいきますと一番最後の今後の検討の方向性ですが、現在、こういった議論を取りまとめたルール化を進めておりまして、年内にまとめる方向で進めております。

5ページ目ですが、そのスイッチングシステム以外の他の情報に関する小売事業者と一般送配電事業者の間の連携について記載されています。情報連携の検討対象項目については、料金に関係する確定使用量のデータと、30分同時同量のデータの2つとする方向で議論を進めております。

次の6ページ目に、その議論について、新しい部会をつくりまして検討を進めているということに記載しております。前回のワーキングでも簡単にご紹介しましたが、メンバーといたしまして、この委員会の委員でもいらっしゃいます稲垣先生、林先生にも入っていただいて、そのほかスマメ検の梅嶋先生、それからオブザーバーといたしまして、IT業界の方、それから海外の団体の方、こういった方にも入っていただいておまして、非常に広範囲な視点から、いろいろご意見をいただいております。共通規約をつくるということで、そういった作業を進めていますが、かなり完成度の高いものができるというところでございます。

7ページ目はその評価の視点ですが、コスト面以外に、いろいろな業種の方が参加しますので、業実性や国際性など広い範囲で最適なインターフェースの規定を選んでいるというところでございます。

次の8ページ目は、今後の検討事項についてですが、一番下の矢印のところに書いておりますのは、現在は、この連携システムというのは、個別の小売事業者と一般送配電事業者の間を結ぶ数の多いシステムですが、それを将来的には広域のようなところが一括で一元的に管理するようなことも視野に入れて検討していくということです。

それから9ページ目は、今回のこの作業会の検討が、全体の広域機関の中でどういった位置づけになるかということを中心にまとめた資料でございます。それから10ページ目以降は、参考資料になるので割愛させていただきます。

簡単ですが以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、これから議論していただきたいと思いますが、前回のように、テーマごとに分けることはいたしませんので、全てのテーマにつきまして、ご自由にご発言をいただければというふうに思います。

それから議論の状況によりまして、特定のテーマに特化して議論したほうがよさそうな場合には、途中で特定のテーマについて議論を集中するようなことも考えたいというふうに思います。

それではいつものように、お手元の名札を立てていただいて、ご指名をさせていただきたいというふうに思います。それから関連する発言をご希望される場合には、手を挙げて合図していただければご指名いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、活発なご議論をお願いしたいというふうに思います。

それでは添木オブザーバー、お願いいたします。

○添木オブザーバー

大口自家発電施設者懇話会、添木でございます。

発電事業者の省令で定める要件につきましては、前回、ワーキングでの発言を踏まえ、短期間にもかかわらず見直していただきました。横山座長を初め、各委員及び事務局の皆様には心から敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。今回の見直しにより、より実効性のある制度になったのではないかと考えます。

さて、意見でございますが、詳細制度設計、資料5-1、11ページ目の論点2、発電事業者の提出する供給計画のうち、火力発電所の燃料計画明細書についてでございます。燃料計画明細書は、発電事業者が広域機関に提出し、それを広域機関が取りまとめた上で、意見を付して国に提出するものと理解しております。

広域機関の中立性については認識しておりますものの、その実務については電気事業者からの出向者等が行うことが想定されますので、発電事業者のコスト、事業性に関する情報開示につながる燃料計画明細書の取り扱いにつきましては、一定のルールを設け、出向者等を通じた情報漏洩等が生じないような仕組み、運営をしていただきたいと存じます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは祓川オブザーバーのほうからお願いします。

○祓川オブザーバー

それでは資料5-3でございますけれども前回ご議論いただきました17ページの論点に関しては、前回、風力発電協会から発言させていただいたとおり、私どもといたしましては、発電グループごとに算定し、且つ価格差無し③にて引き続きご議論いただき、この方向でまとめていただきたいということが一点でございます。

17ページにも事務局案として、同様な推奨案を記載して頂いておりますので、ぜひこの方向で進めていただければと考えております。

それから、同資料の計画値同時同量制度を導入する上での課題ということで、24ページに課題1、2、3が記載されておりますけれども、風力発電協会といたしましては、27ページの推奨案が我々としても納得性がありますので、この方向で進めていただきたいと考えております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは中野委員のほうからお願いいたします。

○中野委員

東北電力の中野でございます。ありがとうございます。

私のほうから、必要な調整力確保の仕組みと、インバランス制度の関係でお話しさせていただきたいと思います。

調整力確保の仕組みについてでございますけれども、調整力につきましては、エリアの周波数維持や需給バランス調整などのために必要なものでありまして、現状では一般電気事業者が調達した供給力の内数として確保しているものであります。特に周波数制御対応の調整力につきましては、多くの火力・水力発電機で分散して確保しているというものでございます。

今回の資料では、必要な調整力のラインナップ、その量の考え方、調整力の確保単位及び確保のタイミングなどが論点として挙げられておりますけれども、系統運用を担う立場からは、ライセンス制導入以降も、一般送配電事業者が必要な調整力を確保し、それに要した費用を適切に回収できる仕組みとなるようご議論いただきたいというふうに考えております。

中でも、必要な調整力の量につきましては、これを単独で議論するのではなく、小売事業者側の確保すべき供給力のあり方、それからインバランス制度のあり方も、セットでやはり検討する必要があると考えております。

また、F I T電源対策として必要な量についても、本日の資料にもございますとおり、F I T制度と計画値同時同量制度の関係の整理で申しますれば、一般送配電事業者がF I T電源の計画発電量を設定しまして、それ以降の想定誤差、これをインバランスとして調整する必要があるなど、将来のF I T電源の導入量を見据えた議論がやはり必要と考えます。

いずれにしても、調整力の量とか費用負担のあり方などは、次回、ワーキング以降、引き続き議論がなされるということでございますけれども、ぜひこれらも踏まえまして、必要な調整力の確保と費用回収ができるよう、議論をお願いしたいということでございます。

次に、インバランス制度についてでございますけれども、前回のワーキングでも申し上げましたけれども、系統運用の立場としましては、インバランス制度は需要想定、発電計画、それから出力調整の精度向上と、計画遵守のインセンティブが与えられる仕組みが重要と考えております。

その観点から見ますと、やはり価格差を設ける案がすぐれているという考えには変わりはありませんけれども、もちろんその他の案、今回③④という具体的な案ということで提示がありましたけれども、それを全く排除するというものではございません。

今回、公平性の確保の観点から、価格差を設けない案が事務局から提案されておりますけれども、系統全体の需給状況に応じまして、価格が変わる。そういうことで事業者の予見の可能性が低くなるのであれば、事業者が不足とか、余剰を恣意的に出すような行動をとりにくくなるというふうに

考えられますので、ある程度、計画遵守インセンティブが与えられる案と考えております。

したがって、今後の詳細設計におきまして、予見可能性を極力低下させるような設計をお願いしたいということと、それから、やはり安定供給の懸念が生じた場合には、この案を柔軟に見直すということも検討いただきというふうに考えております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは児玉オブザーバーのほうからお願いいたします。

○児玉オブザーバー

S B エナジーの児玉でございます。

本日は5点ほどございます。

まず1点目でございますけれども、小売電気事業についてという、資料5-1のところでございますが、登録の拒否要件や供給力確保義務等々、健全な新規参入を促進するような制度になっているという意味では、非常によい形になっているというふうに思っております。

ただ1点非常に細かい点になるのですが、我々、今現在、再生可能エネルギーを電源として運用して何とか新電力をやろうと考えている中で、この資料の18ページのところでございますけれども、自然変動電源を供給能力として見込む場合、このL5評価値を計上するという点については、これ、未来永劫このルールとしない方向でのご検討をいただきたい。

どうしても供給力で見込める自然変動電源が、電力需給検証小委員会の報告書においても、気象予測の精度向上や、データが蓄積されるということで、適宜見直すという方向性が示されていますので、我々としては、こういう自然変動電源についてもグルーピングを考慮するなど、状況の変化に応じて見直しを図っていただければというように、これをご検討していただければというのが1点目でございます。

2点目でございますけれども、方法としては大賛成ですが、離島のユニバーサルサービスに基づく離島の燃料費及び変動分の解消方法というところで、66ページの図表がございますが、この中の右の図のところの変動分も託送回収（毎月変動）とされておりますが、これ、我々、ご存じのように通信事業を営んでおまして、実は電気通信事業法にも同様な、基本的な通信サービスを全国一律に提供するためにということで、同様なサービスは行われていることは、皆様もご存じのとおりだと思うのですが、これはご利用者の皆様にご負担いただいているということなんです、実は電話番号の総数の増減の見込みを見ながら、実はこれは半年に1回、見直しをしております。

です、そういう増減を見ながら、半年に1回変えていくという制度を既に運用しておりますので、毎月とされておりますから、この見直しのタイミングというのは、そういうような先行事例

も含めて、一度、ご検討されてはいかがかなということでございます。

当然ながら、これ、単価を一定期間固定した場合に生じる実務上の課題とか論点というのは、当然あると思いますが、そういった点を踏まえまして、今後検討されてはいかがかなという、僭越ながらご提案というか、ご検討してみてもいかがでしょうかという問題提起でございます。

3点目でございます。資料5-2の一般電気事業者による必要な調整力確保というところでございますが、これはもう前回のワーキングのインバランスの議論のところでもされたように、弊社としては条件をちゃんとつけながら、発電所ごとに算定する。つまり、電源の持ちかえを不可とする案を支持しております。その立場からしますと、やはりここも発電事業者が供出する調整力も、発電機のグループ単位ではなくて、発電機単位で調整電源を指定されたほうが、取り扱いが実務上も同じになるのかなというふうに考えておりますので、この案1で、シンプルで受け入れやすいという印象を持っておりますので、この線でご検討いただけたらというところでございます。

4点目、インバランス制度でございますけれども、我々も先ほど来、申しているとおおり、再生可能エネルギーを事業者としてもやっていますし、これを電源として使っていきたいという中では、本日のこの指し示された方向性については、大いにこの方向で進めていただければというふうに考えている次第でございます。

まさに5-3の資料の27ページから29ページのところについては、ぜひこの線でお願したいというところでございます。当然ながら、この再エネ電源というのは、多くの方々のご理解を後押しに基づいて進めているということも実感しておりますので、こういう皆様の期待にも応えたいという趣旨もございまして、ぜひこの方向性で進めていただきたいというところを重ねてお願いいたします。

あと最後、5点目でございますが、広域機関の設備形成ルール、5-5の資料でございますが、この中で、あえてこの方向性、異論はございませんが、つけ加えるとすると、検討対象というところで、実は地域間の連携性のみならず域内の機関送電網も含めることということで、広域機関に十分イニシアチブをとっていただきたいと思っております。

そういった意味でいきますと、6ページになりますか、電源設置を理由とした計画策定プロセスの案の中で、検討提起の主体の要件が、一定規模以上かつ広域的な電力取引の観点での電源設置者であることとされております。仮に広域機関が、ある特定の地点において複数の接続検討が来た際に、その回答が毎回空き容量なしとして返されていることを知っていたとすると、定義自体が広域的な電力取引の観点での電源設置者と認められなければ、システムの制約が生じていながら何も手を打てないという状況になってしまいますので、やはりこれは消費者の皆さん、国民の皆さんが期待する競争環境の情勢にはブレーキがかかってしまうこととなりますので、ぜひこの部分は、この方向性は当然でございますので、押し進めていただきたいというところでございます。

長くなりましたが5点、よろしくお願いたします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

資料5-1の離島について、ご提案ありがとうございました。

それでは瀧本委員からお願いします。

○瀧本委員

中国電力の瀧本でございます。

私から一つだけ意見を述べさせていただきたいと思います。

第3段階、法的分離後の行為規制についてでございます。本日、事務局様のほうから資料5-4ということで第3段階の行為規制についての資料が提示されております。法的分離そのものについての私どもの認識はこれまでも申し上げているとおりでございますけれども、実務を担う事業者といたしましては、現時点では、まだ懸念ですとか課題といったものは残っているというふう考えております。

本日、テーマとして挙げられましたこの行為規制、これもそうした課題や懸念の一つということでございまして、仮にこれが行き過ぎたものが導入されるということになりますと、これまで維持してきた安定供給ですとか、あるいはそれを担ってきた民間企業としての経営効率等を損なうことになるのではないかと、ひいては株主へ、我々も株式会社でございますので、株主への説明責任を果たせないことにもなりかねないというふうな心配もしております。

そうした観点を踏まえまして、ぜひともバランスのとれた適切な行為規制のあり方について、ご議論をお願いしたいというふうに思います。

今回のWGで示されております論点については、大枠ということで、次回以降のWGで議論を深めていくということとされておりますので、私どもとしてもしっかりと検討してまいりたいと、こういうふうに思っている次第でございます。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは続きまして遠藤委員からお願いします。

○遠藤委員

ありがとうございます。

まず資料5-3ですか、インバランスの関係で何点か申し上げます。

まず17ページのところで、値差についてまとめていただいておりますが、以前からお願いしておりますような値差のない方式に整理していただくということで、我々の主張を取り入れていただき

本当にありがとうございます。

インバランスに関しましては、このほか4点ほどコメントをさせていただきたいと思います。

まず12ページのこの価格の決め方についてですが、市場連動方式ということで、今回、考え方が示されています。その比較対象になっている実コストベースの案ですが、これについてはインバランスの実コスト、これが実際には常に変動しているということで、それをリアルタイムに常に追跡しながら算出していくのは、まだ非常に課題が多いということで、それを解決するのに時間がかかるというようなご説明だと思っております。そういうふうに我々は理解をさせていただいております。

ただ、今回、市場価格を使うということですが、その市場価格につきましては、以前より言われておりますように、価格水準そのものの妥当性に対する懸念が残っているのではないかと思っております。

その実コストとの乖離がないかということのチェックが、今後、当然必要になってくるだろうと思っております。市場監視という観点もございますので、それとあわせて引き続き実コストの調査・検討は行っていただきたいと思います。事後検証という形になるかと思いますが、それを徹底的に行っていただきたいと思っております。

あわせて要望ですが、この市場価格を用いるときに、市場の厚み自体を増やすということが不可欠であり、それをセットで進める必要があると思っておりますので、以前にも申しましたけれども、制度的措置の導入についての検討をぜひお願いしたいと思っております。

それから、続きまして3点目ですが、13ページの調整項 α についてです。この α が必要以上に大き過ぎたり小さ過ぎたりしますと、インバランスの実コストとの乖離が大きくなってしまいまして、我々事業者からいたしますと、非常にペナルティ性が殊さら強まっていくのではないかと心配しております。

具体的なその α の決定については、今後ということですので、その検討に際しましては、計画遵守のインセンティブを持たせるという、先ほど電力会社さんのお話もありましたが、それも必要ですが、実コストとの乖離をできるだけ小さくするという事も考慮していただき、適切な値にさせていただくようお願い申し上げます。

それから、同じ13ページの一番下の備考のところに書かれているように、事後検証を進めながら、柔軟に見直すということも重要であると思っております。

それから最後の4点目ですが、18ページに中給から指令を受ける電源について、今回、ご提案をいただいております。

このページの3つ目の丸のところ、ここにイコールフットィングのために、電力会社も新規参入者も同一ルールを適用すると書かれています。この方式にしたときに、電力会社さんの電源にして

みると、今までと余り変わらないのではないかと考えておりますが、新規参入者の電源にとっては、大きく変わってきますので、そのときの負担が大きくなることも懸念されると思っております。

ルールそのものがまだ明らかになっていませんので、どのような具体的な問題があるかについては、今の時点ではわからないのですが、これからルールづくりの中で、新規参入者への負担が過度なものにならないというような配慮をぜひお願いしたいと思っております。

それから、続きまして同じくこの資料のFIT電源の計画値同時同量についてです。今回の事務局の案では、送配電事業者が発電計画量を設定する方向で整理がなされています。エリア全体の自然変動電源をマクロ的に発電予測することについては、これはご提案のような送配電事業者が行って、実際の全体の発電カーブに沿ったような形で精度の高い予測を行っていただくことが、系統全体の需給調整コスト低減をするためにも適切な方法であると思っております。

ただし、個々の発電所単位で見ますと、特定供給者、即ち発電事業者が地域特性とか、それから局所的な天気予報、こういったものを考慮して予測する方が、精度が高くなる場合もあると思っております。そのような優れた予測技術を持った特定供給者に対しては、送配電事業者が設定した予測値を補正できるようなことも認めていただけないかということでございます。

それから、次に資料5-2の送配電部門の調整力確保の仕組みについて、1点だけ申し上げたいと思います。

21ページの費用回収の仕組みの表についてですが、ここに記載された調整力が、安定供給上必要なものであると思っておりますけれども、その系統利用者、ひいては需要家の負担となるということですので、全ての項目について、その内訳、金額を明確に示していただきたいと考えております。

これは、先ほどのインバランスの議論にも関係しますが、その需給調整の実態を徹底的に透明化していくことが必要であると思っております。その実コストを求めるためには、先ほど言いましたが、課題解決に時間を要するということですが、その調整力の内訳を明らかにするために、電力会社が実施しているその業務フローまで踏み込んで、対象となる項目の詳細を精査していくべきであると思っております。

それから最後に1点ですが、今回の議題になっていないので、大変恐縮ですが、前回のワーキングの中で、私、スマートメーターから60分以内に情報提供するためのシステム改修費のチェックについて発言させていただきました。

これについてはまだ実際には実施されていない、検証がされていないということですが、全面自由化に向けて恐らくシステム開発の方はどんどん進んでいると思っておりますので、この件について早急にフォローしていただきたいというお願いを申し上げます。

長くなりましたが、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは大橋委員のほうからお願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。

全部で5つぐらいあるのですけれども、一つ一つ、ちょっと長くなってしまって恐縮ですが、ご質問を含めてさせていただければと思います。

まず資料5-2ですけれども、12ページ目、3つの案が記されているところがございますが、この調整力について思うところを述べさせていただければと思います。

まずこの調整力というのは、その性格上、恐らくその燃料種別が軸になるのではなくて、応答性とか反応性、つまりどれだけ早く対応できるかというようなことが本来、軸になるのかなと思っています。いわばパフォーマンスですが、これが軸になるべきかなと思っています。4ページの周波数調整のところ丁寧に記載されているところなんですけれども、そもそも短周期から長周期まで、さまざまな調整が必要な断面があつて、それを調整するための電源とは応答性とか反応性という、性能の観点が必要であり、それを調達するというのが、そもそも趣旨なのかなというふうに思っています。

そう考えると、これはいわばアンシラリーの市場ということになりますので、リアルタイム市場の創設においては、そのアンシラリー市場もあわせて織り込んでいくということをやられているのかなと思いますし、そういうことの方角で考えていくのがもっともだなというふうに思います。

ちなみになんですけれども、そのときというのは、DRも当然その調整資源に入ってくることになるのではないかなというふうに思います。発電機別と書くと、DRの入り方、なかなか見にくいんですけれども、少し表現を変えていただくなどして、その応答性とか反応性、つまりパフォーマンスで調達するんだというふうな観点で資料をつくっていただけると、もう少し見通しがよくなるかなというふうに思いますし、また社会的な経済効率の観点からも、よりベストな調整力の調達方式に近づくのではないかなというふうな感じがしています。それがまず1点でございます。

2点目は、資料5-3ですけれども、18ページ目ですが、このインバランスのあり方というものの根本的な視点というのは何であるべきかという、社会コストを最小化することなんだろうというふうに思います。

そうすると、そもそも社会に存在する調整電源というのは、いわば中給のもとに強制的にプールするような形というのが、一つ資源の有効活用としては望ましい。つまり、ここでいうところの「指令に追従している場合」という中給からの矢印があるんですけれども、ここの電源に厚みを持たせるということが望ましくて、これを任意でやるのではなくて強制でできるような姿を、できる限りと

るのが、本来、あるべき資源配分のやり方ですし、社会にある資源を有効に活用するという意味ではいいのかなと思います。これを任意でやるからいろいろなゲーミングとかという話が出てきて、いろいろ難しい問題が出てくるので、やはり調整電源の資源はある意味強制的に中給のほうで活用していただくということが重要だと思います。そうした視点でいくと、もはやインバランスの問題というのは、それほど実は重要な問題でなくなる可能性があるのかなと思います。資料にも「指令に追従している場合」にはインバランスという表現がなくなるわけです

13ページ目なんですけれども、ここにインバランス料金の算定式というのがあります。この方式というのは、リアルタイム市場ができるまでの暫定的な措置だということを改めて確認させていただきたいというふうに思います。

今回、このご提案の式はとても複雑にみえまして、単価の算定でとても苦労されたんだなということを見るにつけ、なかなかこういうことを申し上げるのは心苦しいんですけれども、ただ、本来のリアルタイム市場での価格と、ここに書いてあるプライス、例えばスポットプライスは、同じ市場という言葉がついているんですけれども、似て非なるものです。

そうするとある意味、市場価格を使いたいとなるとリアルタイム市場はないわけですし、現在ある市場の価格を使うしかないかなと思うんですけれども、やはり本質からすると、本来使うべき指標なのかなということというのは、とりわけ専門家の方が見るとより強くそのように思われるのではないかなと思います。

暫定的に今、市場価格を使うという、これに似たような式か、あるいはこれをもっと複雑にするのかになるのかもしれませんが、そうした式しかないと思いますが、早くリアルタイム市場の創設のほうを前倒しでもやっていただくのが本質的にいいのかなというふうに思います。

その際なんですけれども、先ほど遠藤委員がおっしゃった点に私も共感しているのですが、これ、価格の妥当性というものをきちっと見ていく監視機関が必要だというふうに思います。これはコストを見る機関であります。

よって、卸市場ではできないし、あと、広域機関でもできない監視機関が必要なんだと思います。この機関というのはある意味独立していて、それでちゃんと情報の守秘義務を守れて、それでなおかつ技術的に極めて高度な人材も抱えている機関なんだろうと思います。行政の機関になるのか第三者機関かわかりませんが、そうした機関がないと、このコストの、要するに価格の妥当性というものを証明することって、実際のところ非常に難しい問題だと思います。そういう意味でこうした監視組織をつくるというのは、一つ重要な考え方かなというふうにお伺いして思いました。

またインバランスは基本的に発電側を中心にして議論されていますけれども、当然、需要側もインバランスっていうのはあるはずで、その中には今の計画調整契約のようなDRが小売の下にもぐってきて、それでインバランスするというのは、小売事業者の一つのビジネス・モデルとして出

てくるのではないかと思うんです。

ここには明示的に書かれていないんですけども、やはりそういうふうな道があるし、そこにもビジネスの芽があるので、そうした点を強調して頂ければありがたいと思います。

4点目です。5-3の28ページなんですけれども、今回FIT電源をどう入れるかという課題があるというお話であります。

まず計画発電量というのを一般電気事業者がつくるということですけども、これは実際問題としては、かなり精度を高めてつくるのは非常に難しいというふうに思います。自分のエリアでも、雲の動きを多分、日射状に合わせて推計するのだと思いますけれども、特定供給者ごとにやるので、まともにやろうとするとこれは極めて難解な話になって、それをただでやるのは大変ですね、と資料を見ながら思います。この結果を結局インバランスとして受け持たなければいけないので、そこも結構しんどい話かなというふうに、率直な感想として思いました。

課題3への対応というところで、回避可能費用でやると書いてあるんですけども、実際は調整電源のコストでやっているはずで、その調整電源のコストというのは、さきほどのインバランスのコストのはずなので、そうすると議論の接続からすると、本当はインバランスでの $\alpha=1$ のときの価格、 β を幾らにするのかわかりませんが、それが本来の価格ではないのかなと思います。

また、それに加えて原因者として、結局調整電源は厚みをもっと持たなければいけなくなるので、その原因として自然変動電源があるわけなので、そこに原因者としてのコストをどう考えるのか、あるいは成型のコストというのはどこに入ってくるのかとか、そういうふうな疑問は、この資料を見て思うところあります。

今後の課題というところで回避可能原価の考え方を変わるとか、そういうふうなところ、記されてはいるところですけども、もしそういうところで対応するのであれば、早急に検討を始めていただく必要があるのではないかなというふうに思いました。

最後ですが、5点目はすごく小さい点なんですけれども、資料5-1を見させていただいて、供給計画の話と登録申請の話があったんですけども、小売事業者はその両方とも届け出を出すということになっているんだと思っているんですけども、供給計画に最大需要見込みと供給力の見込みがある場合は、供給計画の変更と登録変更というのは同じ情報を二重に出すことになるのかどうかというのを若干思いまして、もし一本化できるのであればそうしてもいいのではないかと思います。最後は小さい点ですけども、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

ご質問につきましては、また後で事務局のほうからまとめてお答えいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは次に沖委員、林委員と順番にいきたいと思しますので、よろしく申し上げます。では、沖委員のほうからお願いします。

○沖委員

資料5-3のインバランスのほうなんですけれども、5ページのほうに、皆さん、今、何回もご指摘がありましたけれども、実コストベース、これ、ここにあるように、三角があつて結局、市場価格ベースの生産が、今、とりあえず事務局の案として出ているんですけれども、これ、ある意味、消去法みたいなのところもあるのですが、以前、この前の議論にもあつたと思うんですけれども、実コストベースの生産というのは、基本的に平均費用あるいは原価費用、どちらを見ても、公開がなかなか現状、今、厳しいというか、なかなか出せてもらえない、重要な経営情報ということもあると思うんですけれども、これを理由にとりあえず公開が限定的だから、あるいはまた一般電気事業者が知り得るということで、逆に知り得るのは一般電気事業者だけであるということも含めると、逆に予見性という意味では非常に我々、新規事業者に対しては不利だということで、この実コストベース、やめているということがありますが、実際に思うんですが、実コストベースをやめてしまうということ、あきらめるということはしてほしくないというのは僕の意見で、できるだけこの実コストベースはやはりこれからも開放してほしいというか、透明性としては出してほしいということ、あきらめないということを確認してほしいということです。

これは、実は、市場のこれからある原価コストも含めてですけれども、以前からずっとありましたコストの透明性も含めてですが、それにつながることであると思いますので、インバランスだけにかかわらず、これは重要な問題だというふうに意識いただきたいということが1点です。

それから消去法ではないですが、この市場価格ベースでの生産ということは、今回、提案されていますが、これは、そのものについては非常に工夫されて予見性もある程度消しておられるということで、この提案については非常に我々も好ましいものと考えております。

これは、需給状況を反映している分もありますし、予見性も少し消えているというところが評価されるという感じであります。

あと、希望としてはですが、今、 α の話がよく出ているのですが、 β ですね、結構、地域によっては電気会社さんによってかなり需給調整の構成が違いますので、これについては納得いっても客観性のある数値について、それぞれの電力会社さんの調整能力といいますか、調整電源構成をきちんと精査いただいて、 β については議論していただきたいというのが希望です。

それからFITの電源についてのインバランスの件で、5-3の資料の続きなんですけれども、実は同時同量制度の中で、これは、一番最後の32ページなんですけど、論点の2番にありますけれども、回避可能費用の考え方というところの中で、これは米印の2つ目なんですけど、変動しない成型された電気は、実同時同量制度において小売電気事業者が引き取ることとなる変動する電気と比較

して電気価値が高いと、当然、回避可能費用で全部補填されるわけですから、実質計画値と同じものが小売事業者のほうに来るということは、非常に価値が高いのですが、先ほど大橋委員からもご指摘あったと思うんですけども、実は成型しているのではなくて、全て送電事業者が調整した結果として出てくるのであるというふうに考えたときに、電気の価値が高いから回避可能費用を考え直すという言葉が出ていますけれども、実は回避可能費用ではなくて、これは託送料金のことではないかなと僕は最初から思っていて、回避可能費用の見直しではなくて、もう少し国民の負担も考えた、どっちなのかなという議論がないと、この分でもう回避可能費用に全て充てるという考えは、また議論の余地があるのかなというふうに思います。

それから、5-2の資料ですが、調整力の話で、これは10ページです。

これ、一般電気事業者の送電事業者の方が、どういう調整力を持つかという話だと思うのですが、この論点1の中で当然、周波数制御とか、いろいろな調整力の量の問題についてご指摘されているのですが、現在の考え方、これ、古くて昭和62年って太字で書いてありますが、この供給予備力の考え方という8~10%ですけども、これ、供給計画の予備力の持ち方の考え方をそのまま、今、実運用に適用しているという部分が、一つ問題があるかなということで、ここに再検討のお話を提案されているということで、これ、実は問題になっているこの持続的需要変動対応という1~3の分ですが、これが今、これは小売事業者が確保すべきというふうにご指摘を受けているということなんです、これをそのままとると、送配電事業者の方は、予備力を7%持てばいいということを暗に言っていることになるんですね、実運用の中では、つまり8~10は、一部は小売事業者が持てばいいので、実際には計画上も7%でいいし、なおかつ実運用では、例えば5~3という数字も出ていますけれども、直前になると。というふうに数字がいっぱい出てきて、我々としては、小さければ小さいだけいろいろな流通設備の活用ができるといういい面もあるのですが、これだけ数字が動くということは、実際の検討の中で、ここに書いてあるように古いという言葉があるのですが、やはり一度きちんと検討することが必要ではないのかなという問題提起だと思っています。

それからもう一つ、この持続的需要変動対応の中の長期的な景気変動という言葉があるのですが、我々もリアルタイムですあさっての調整をやろうとしたときに、こういうような言葉、これは非常に何か違和感がありますので、これについても含めて検討していただければありがたいなというふうに思います。

それからちょっと細かいのですが、その下の偶発的需要変動対応ってこれ、需給変動の間違いですよね。それは間違いですね。わかりました。

以上です。

○横山座長

そうですね。左側の表には需給変動と書いてありますので、これはタイプミスということで、す

みません。

どうもありがとうございました。

それでは続きまして林委員のほうからお願いします。

○林委員

どうもありがとうございます。

資料5-2につきまして1つと、資料5-3につきまして2つございまして、まず資料5-2の16ページになると思うんですけども、一般送配電事業者による周波数制御・需給バランス調整に必要な調整力の確保方法ということで、先ほど大橋委員のほうからもちよっとあったと思うんですけども、この例えば長期の公募で（自社電源、他社電源が応札）の右側の横に「将来的には、ネガワットによる応札も考えられる」と話があるんですけども、やはりデマンドレスポンスとさっき大橋委員からもありましたけれども、大事なのは応答速度ということであると思っていて、ですからそのネガワット側、デマンドレスポンス側でも、例えば今、動かしているある運転をずらしたりすることで、調整力の確保がちゃんとできるということが計測とかで担保できれば、それはネガワットの供給力としてきちっと見据えてやるということをしっかり打ち込めば、これは非常に安価で競争力のある調整力になるということを考えていただきたいと思います。

その将来的というのは、いつをもって将来的にするのかというのがちょっと気になりまして、なぜかといいますと、容量市場でイギリスとかフランスとかアメリカで、今、実際いろいろやられている制度設計の中で、日本がここをしっかりと入れていかないと時代遅れの制度設計になってしまうのではないかと、非常に資源の少ない日本として、私は、そこはいつも言っていますけれども危惧しております、どのタイミングでどう入れるかということも、ぜひまた今後を踏まえてまたコメント等いただければというのがまず1点でございます。

2つ目は、今度はインバランス制度の資料5-3の話なんですけれども、まず16ページと17ページ、皆さん、いろいろ話をされていますけれども、前回私のほうが冒頭で各事業者さんがどうしてお考えで、どの立ち位置ですかというお話をお伺いした中、17ページで事務局案として、出させていただいて、非常にすっきりした形で出していただいたと私自身は思っております。皆さんのコメントも踏まえて、バランスがとれたものになっているのではないかと、これは個人的な感想でございます。

その中で計算式がございます。13ページのインバランスの料金の算定式ということでございますけれども、これはリアルタイム市場の話でなくて暫定的という話もありますけれども、今、考えられる中では、非常に妥当ではないかなというふうに考えておまして、ちゃんとインバランスの不足と余剰に対応して市場連動でやるし、予測がしづらいという立ち位置では、かなりいいと私は個人的に感想としては思っています。

ただ1点、 α の値というのが、これが確かに先ほど遠藤委員もおっしゃっていましたが、 α の値というのは、多分、皆さんいろいろこれがまた論点になると思いますので、これをご説明いただくときは、説得力のある α の値というあり方をなるべく皆さんが納得できる値というのを期待したいなというふうに思っております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、松村委員からお願いいたします。

○松村委員

きのうまでに言おうと思っていたことと、今、言うことがかなりがらっと変わってしまったんですが、きのう、全く別の委員会で非常に衝撃的なことを聞いて、大分意見が変わってしまったので、今まで言っていたことと違うことを言うかもしれない、混乱させて申しわけありません。

まず資料5-2についてですが、私のこの5-2に関しては、基本的に今までの発想というのをゼロベースで見直して、どれだけ予備力が必要で、どれだけが系統側が持たなければいけないのかというのをいろいろな項目に分けながら精査して、これからちゃんと詰めていきたいと思います。極めて妥当な考え方だと思いますので、この方向でこれからやっていくべきかと思っております。

さて、その資料5-2の9ページで出てきたもの、これ、実は別の委員会、きのうの委員会でもこれに対応するものが出てきたのですが、スポット市場への投入時の供給予備率というのに関して、こういう記述が確かにあるんですけども、私の理解では原則8%の予備あるいは短期最大容量というのに関しての予備力を持つのが当然で、でもそれを超える部分は出せますよねというお墨付きを与えたのではなく、この時点で8%か短期最大容量の大きいほうの予備を持っていれば、それ以上の予備は最低限でも出せるでしょうと。8%というのが本当に妥当かどうかは別として、最低限これくらいは出せるはずなんだから、その最低限のところをちゃんと出しているのかどうかということを見ますよということなのであって、まずお墨付きを与えたものではないと理解していますし、きょうの資料から見ればそれは明らかだと思いますので、その理解が間違っていたら教えてください。

それからそれを議論するとき、短期最大容量というものがいろいろな局面で出てくると思います。中野委員も正しくご指摘になったとおり、この予備力の確保って議論するときにはここだけ単体で取り出すのではなく、いろいろなことも一緒に議論すべきだというのは、まさにそのとおりだと思います。私は一緒に議論しなければいけないのは、マージンの改革のところだと思うのですが、マージンの考え方というのとセットにして議論しないと、ほとんど無意味な議論ということになると

思いますから、マージンの改革の議論というのとあわせてここを議論すべきだと思います。

それで、短期最大容量というのは、私は今まで一般電気事業者さんは、域内にこれだけの予備力を持たなければいけないのは、安定供給のためだというふうにお考えになっていると思ひ込んでいたんですが、きのう衝撃を受けたのは、北海道電力さんがなぜ自分たちは短期最大容量の予備力を持って、それを超える分しか市場に出さないかという、それはインバランス料金がめっちゃめっちゃかかるからだ。最大ユニットというのが、きのうまでちゃんと動いていたものが翌日に倒れてしまうという可能性が5%程度ある。5%程度というのは、要するに20日に1回はとまるということなんでしょうけど、それぐらいの確率があるので、したがって、すさまじいインバランス料金というのがかかるから、それぐらいの容量は持つておかないと経済的にペイしないので出せませんということで、短期最大電源ユニットというのは安定供給という話と関係ないんだというのが、そのとき聞いてすごく衝撃を受けて、それで言うことが変わってしまったんですけども、ああ、そうだったのかと、どう考えても北海道電力さんって、最も厳しい状況にあるところで、そこでさえそうだとすることなので、安定供給の話をするときに、むやみに短期最大ユニットというのを域内で予備力で持つのは当然だとかというような発想をこれからも持たないようにお願いします。

ただ、その場合には、短期最大ユニットが倒れたときに、それで停電が起こってしまうなんていうことになったら、さっきのように物すごい頻度で起こるのでしょうから、そんなことは困るのでちゃんと手当てをしなければいけないというのは間違いないことでして、北海道電力さんの名誉のために言うと、その文脈ではマージンで十分確保されているからということが前提となっていたということなんだろうと思いますから、この備えが必要だということは当然だと思いますが、必ずしも予備力という格好で持つ必要があるかどうかというのはまた別の問題。

いずれにせよ何が言いたかったのかという、この9ページの議論というのが、妙な形でこれから繰り返し出てこないように、この理解というのを統一するという必要があったかと思って、お話しさせていただきました。

次に資料5-3に関してです。一番大きなところは多分、インバランス料金だと思います。インバランス料金の基本的な考え方というのは、3と4という格好で出てきて、ずっと主張していたとおり出てきたんだから、けちをつけるというのは何かとても心苦しいのですが、この基準価格のところ、私、どうしてスポットや時間前でやらなければいけないのか、ほかの方法はないのかというのは、まだ100%納得はできていない。実コストで本当にぎりぎり詰めてやるというのは相当難しそうだということが仮にあったとしても、そのときに動いている電源とかというのはわかるわけですから、仮にメリットオーダーで動いたとして、これだけのインバランスが出たんだから、ヒットする点はこのあたりなので、限界電源は理想的に動いていればこれになったはずなんだから、これぐらいのコストという、そういう感じで本当に動いていたということだとすると、完全にメリット

オーダーでは動いていないと思いますから、マストランの電源もあるでしょうし、それから電圧だとか、位相角だとかの問題で、変えなければいけないとかということも当然あるでしょうから、本当に動いているのであると相当難しいかもしれませんが、ざっくりシミュレーションでこれぐらいになるはずとかということなら、本当はできるのではないかと思っていて、まだスポットとかは使わなくてもあるのではないかと、今でも思っているわけですが、シミュレーションだとすると、そのシミュレーションが妥当だというのを一体誰が検証するのかとかということのようなこと、相当難しい問題が起こってくるということで、そういうことを避けるために、きっとマーケットのプライスということにしたのだらうと思います。

ここで α_1 、 α_2 なんですけど、 α_1 、 α_2 というのを物すごく低くしてしまうということをする、ある意味でリスクを小さくするわけですから、本当はそれはある意味で望ましい、参入しやすくするという側面はあるんだと思うのですが、一方でディストーションというのが相当起きないか心配しています。

例えば、スポットのマーケットで20円ぐらいの価格がついていたとして、時間前で最後あたりについたのが23円ぐらい、つまりその後でもっと需給が逼迫するというような追加情報があったという、こういう状況があったときに、加重平均をとって21円ですねと、こうやるとすると、23円で時間前で調整するよりも、21円で時間前で調達するのをあきらめてしまって、もうインバランス、垂れ流してしまうとか、そういうことで調達したほうが安いではないかなんていうようなことになったとすると、変なマニピュレーションって起こってしまうわけです。

予見可能性とかって言っているのは、こういうようなことを起こさないような制度でなければいけないという、そういう意味だと思うのですが、 α_1 というのを相当小さくしてしまうと、こういう可能性というのが起こってきて、時間前市場というのが空洞化してしまうとか、インバランスというのが必要以上に出てしまって、供給安定性という観点からも非常にまずいということが起こってくると思うので、一方で α_1 というのを相当上げなければいけないだろうなどは思っていた。

きのうまではそう言うつもりだったんですが、きのう、北海道電力さんから、現行のインバランス制度というのはすさまじい参入障壁になっていて、北海道電力さんでいえば、短期最大に当たるようなものが出せないのは、今のインバランス料金制度のせいなんだと。北海道のそのときの需要規模というのが500万ぐらいだったとすると、基本的に北海道の容量の10%とか6%とかというような量が、インバランス料金が適正であれば出せたはずなのに、それが市場から消えてしまったと、そういうことを意味するということでして、インバランス料金というのがすさまじく市場の流動性というのを損ねる可能性があるということが、きのうの発言で改めて認識させられたというわけです。

短期最大のものを余分に予備で持っておかないと、危なくてできないほどのインバランス料金だ

ということはどういうことなのかというと、40万1基のLNGで入ろうと思っていた人というのは、40万1基建てただけでは全く電力が供給できません。倒れたときのインバランス料金が恐ろし過ぎるから。だからそれ、40万を2つ建てて初めて40万を市場に売れるようになりますという、そういう主張と基本的に等価だということになるので、80万供給力を用意しないと40万売れないなどというような現行は、すさまじいインバランス料金だということ、北海道電力さんの言うことが正しいとすれば、電気のプロである一般電気事業者さんの言うことが正しいとすれば、そういう状況だと、こういうことになっていて、インバランス料金を一つ間違えると、そのように物すごく流動性を低めるし、競争性を低めるし、電気料金を高くしてしまうということになるし、物すごい参入障壁になりかねないということ、私はそこまですさまじいと思ってもいなかったのに、その発言を聞いて α_1 というのは相当上げないとまずいのではないかとおもうと思っていたのを躊躇することになってしまった。

上げ過ぎるとまずいし、しかし、下げ過ぎるとさっき言ったようなマニピュレーションが起きてくるということなので、このバランスは相当難しい。だからこの決定というのは相当慎重にやっていただいて、さっきのシミュレーションのようなもので出てくるのと余りにも乖離しないようにというようなことを何とか考えていただきたいと考えています。

それからもう一つの問題は、 α_1 と α_2 という形でやると、0.1余剰が出てくるときと、0.1不足が出てきたときというので、一気にインバランス料金が変わるというような状況って、本当に健全なのかというようなことを考えると、ここの参考のところを書いてあるようなスポットマーケットの入札の情報を使って、インバランスのものが仮にスポットに全部出てきてしまったとすると、価格はどれぐらいになったはずかというようなことをシミュレーションするというのが、私は意味がある考え方なのではないか。このときには、もしインバランスの量が非常に少なければ、結果的に α_1 に当たるものがすごく小さくなって、あるいは α_2 に当たるものというのが1にかなり近くなって、これが大きくなると、その部分が大きくなる。上限を α_1 、 α_2 という格好にして、大した量が出てこなかったときというのは、市場で仮に調達していたとしても、市場で調達した人が損をしない価格という考え方で、こういうやり方というのを導入して補正できないかということは、もう少し考えてみる価値というのはあると思います。

市場の札の情報ですから、透明性というのは間違いなくあると思います。きちんとチェックできると思いますので、これで不透明になるということは決してないと思います。

次、フィードインタリフの電源のこのやり方なんですけど、私、最初聞いたときには、よくこんなうまいやり方を考えたなと思っていて、すごく感動して聞いていたんですが、よくよくいろいろな人に教えていただいて、よくよく考えてみると、大丈夫かというのがちょっと心配になってきて、これはこの資料で書かれているとおりになんですけど、これ、実質的には送配電事業者が決めたこ

の量というので、回避可能原価で買い取る小売事業者というのに限りなく近い状況になっているということになります。

仮にフィードインタリフで決めた価格に対して、プレミアムをつけずに買っているという状況だとすると、電気事業者が仮に10というふうにしたとして、実際には20出ようとゼロだろうと、10という量を回避可能原価で買ったというのと同じ状況ということになります。

そうすると、この回避可能原価というので買ったというのと同じ状況になり、成型もされていない電気なのだけでも、例えば取引所とかで調達するとかというときのコストが20、回避可能原価が10だということだとすると、取引所で買わないでフィードインタリフのこの電源から買うということをしたとすると、10のさやが抜けるという、こういう状況というのを人為的に作り出してしまおうという、こういう状況になってしまいます。

それ、まず本当に大丈夫かというのが一つと、それから、そうすると長期的に何が起こるのかという、その状況を所与にすると、もし本当に恒常的に20と10とかという強力な差があったとすると、小売事業者は、プレミアムを10までつけて、でも買ってきてペイするということになるので、購入価格、再生可能電源の買い取り価格というのが、小売事業者が競争していれば、このプレミアムという格好で上がってきってしまうということを意味します。

そうすると、それは再生可能エネルギー事業者がもうかって、再生可能エネルギーの普及をさらに促進する。事実上、FIT価格を上げてしまったというのと同じ効果になるので、さらに促進するんだからいいじゃないかと、そういうふうな考え方もありますが、国民負担というのはふえる可能性というのは十分あります。

本当にそれでいいのかというか、FITの制度の趣旨に合っているのかということは考える必要というのは出てくるわけです。

さらにそこで調達価格の委員会がちゃんと機能していれば、プレミアムが大量につくような状況だったら当然、フィードインタリフが本体の価格を下げましょってこういう形にやってくると、最終的には全部ちゃらになるということになるので、短期的には小売事業者がもうかり、次に再生可能事業者がもうかり、最終的には、もし調達価格委員会がちゃんと機能していれば、新エネ化のほうもその意図がちゃんと伝わっていれば、ニュートラルになるという、こういう状況なんですけれども、その途中経過のところ、あるいは調達価格の調整というのがうまくいかなければ、相当まずいことというのが起きかねないというようなことは、私たちは認識する必要があると思います。

それから大橋委員がこの回避可能原価をこういうふうにするんだしたら、それを合理化することが重要だと、こういうことをおっしゃったんですが、それは全くそのとおりでと思うんですけども、電源の価値の高いものは、より高い回避可能原価ってこういうことをやると、全く逆の効果が生まれてきます。全く逆の効果が生まれてくるというのは、まず最初に起こることはさっきも説明

しましたが、小売事業者が買い取る際には、事実上、回避可能原価で買い取ってという、こういう状況になるので、電源の価値の高いものを回避可能原価を高くするということをすると、電源としての本当の価値の高いものというのは、高い価格で買われるということになり、価値の低いものというのは低い価格で買えるということになるので、普通は再生可能エネルギーで電源としての価値が低いものというのはプレミアムが乗りやすいという、こういう物すごく奇妙なことが起こってしまうということで、これも物すごくディストーションになってしまうわけです。

そうすると、ではそれを回避するためには、価値の低いものというものの回避可能原価を上げて、価値の高いものの回避可能原価を下げるなんて、どう考えてもそんなばかばかしいことを、これのためにやるというのは、効率的だと思えないということなので、このやり方って一見とてもいいように見えるのですが、新エネの政策まで全体を考えると、相当なゆがみっていうのをもたらしかねないということの懸念があるので、これについては省新部と十分相談をして、もう一回慎重に考えてみる必要があるのではないかと思います。

最後に資料5-4に関してです。

瀧本委員が的確にご指摘になったとおり、大枠としては受け入れるけれども、これから出てくる具体的な規制に関していえば、一つ間違えると安定供給を損ないかねないし、電気代を高くしかねない、コスト高にして。しかし、私たちが言わなければいけないのは、一つ間違えると中立性の確保というのに不十分になってしまう。したがってバランスということをおっしゃったんだと思います。

全くそのとおりなので、これから具体案が出てくるたびに、これでは足りないとか、これでは規制が厳し過ぎてむしろ国民のためにならないとかという、こういう議論を一つ一つしていくということなのだと思います。ただ、きょうは、ほかの方では意見が全くなかったということは、きょうのレベルの抽象的な枠組みのレベルでは、みんなが賛成したということなんだろうと理解しております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、稲垣委員、野田委員と続けたいと思いますので、稲垣委員からお願いいたします。

○稲垣委員

私は法的分離の資料5-4に関して、質問とそれから意見があります。

まず質問ですけれども、この資料5-4の5ページ、全体像①の（I）ですが、一般送配電事業者としての中立性のより一層の確保というところで、ここには、資本関係がある発電事業者または小売電気事業者等が、一般送配電事業者に対して影響力を行使することによって、一般送配電事業者の中立性が害されるおそれがあると、こういう枠組みで書かれています。

つまり、影響力を及ぼすのは、発電事業者または小売電気事業者で、影響力を受けるのが一般送配電事業者で、中立性を害されるのが一般送配電事業者と、こういう枠組みで書いてあるんですが、6ページ以下の例えば取締役の就任規制、特に10ページなんかを見ますと、論点では、一見すると逆の方向で書かれているように見えるのです。

ここは、論点では一般送配電事業者の取締役等が同時に、要するに小売・消費者、小売・発電のグループの中にいたときには、産業面、グループ会社の利益を図る行動で行動するおそれがある、要するに一般送配電事業者の中立性を害する行動に出るおそれがある。だから、一般送配電事業者の取締役等が発電小売の意思決定に関与できないようにすると、こういう逆方向で書かれているので、趣旨がちょっと読み取りにくいのですが、それは相互に影響し合うことによって、送配電事業者の中立性が害される、これを防止するんだと、そのための方策として就任規制があるのだと、こういう理解でいいのかなと思うのですけれども、それでよろしいわけですか。わかりました。

それが1点です。

次は、意見なのですけれども、就任規制については、10ページでは送配電事業者の取締役等に関する就任規制というのが文面上読めるのですけれども、逆もあるだろうと、小売や発電事業者のほうが発電事業のほうに入っていくことによって影響力を行使するという場合もあるわけで、これについても考える必要はあるだろう。

例えば、先ほど野田委員がおっしゃったように、必要以上に過剰な規制というのは、制度の品格から言って余り望ましくないわけで、やはり一定の立法事実とか、具体的に危惧される事実が、国民に明らかにされて、それが必要であるということで規制していくということが必要であると思うので、今後の準備の中ではぜひ、例えば資料15ページのEUにおける取り組みとか、他国の経験等も踏まえて、合理的な規制をしていくということを提案していただきたいというふうに思います。

その合理的な規制という場合に、目的である中立性の確保の実現に一定の合理的な必要性がなければいけないと思うのです、職業選択なり就任制限ですから。

ただ、その合理性といっても普通の会社ではなくて、公益性を持った社会のインフラでありますので、それなりの厳しさというのは必要だと思うのです。なので、合理性のその捉え方をどういうふうにするのかと、一般的な関係があれば足りるのか。あるいは最低限持ってきた末に、最低限これだけは必要であるという非常に小さいものにするのか、あるいはより一層、具体的に大きなものにしていくのか、そのおそれが外形上ある以上は、こういう事業者の品格からいってやはり望ましくないというふうに広く捉えていくのか。そこはやはり立場を明確にというか、政策を明確にして、国民に問いかけていくということをしていただきたいと思ういます。

私は、この事業の公益性からいって、ある程度厳格に考えていくべきだと思っています。

もう1点、行為規制の中で、今後詳細を詰めていくということなのでお願いしたいのですが、私

の記憶では以前、お願いした記憶もあろうかと思うのですが、この中立性確保について、情報公開あるいは情報開示の制度をぜひ考えながら進めていただきたいというふうに思います。

ここは消費者庁も関係があるので、ぜひ考えていただきたいと思うのですが、この送配電事業とか電力改革というのは国民にとって非常に大きな課題です。政治的な課題でもあるし、現実的、日々の生活にもかかわってきます。事業者にとってもそうですし、それから個々の消費者にとってもそうです。ということで、やはり国民的な理解と監視が可能な仕組みというのは必要だろうと思います。特にそういう一般論に加えて、この電力の制度というのは、今のこの議論を聞いていてもわかるように、非常に技術的で専門性の高い議論が行われますので、この事業に関与する人たち、それから国、そうした人たちがどういうことを考えているのか、あるいは何をしようとしているのか、それからあと具体的にどういう行動をとったのか。その影響は何なのかというのは、例えば学者あるいは学会とか、あるいは報道機関とか社会、何層にもなって個々の国民のレベルに合わせた議論が起こる中で、国民的な監視というのが、あるいは支えというのが継続的に行われる。それによって、やはり国民にとっての電力改革の目的というのが達せられるのではないかという気がするんです。

そのためには、例えばこの中立性確保についても、中立性確保が害されているという判定をするときに、今、予定されているのは大臣とか規制機関とか、あるいはそれぞれの各級の機関があるんだと思うんですが、それは制度としては想定されているのですが、やはりそれでは少し足りないのではないかと。国民的な議論を支える学会、それからマスコミが関与できるチャンネルという方法を備えなければならないので、それには、株式会社制度における、あるいは金商法の情報開示とか、そういう観点とは違った、この電力改革において考えられた国民のためのこの競争を確保して、自由を確保する。逆にいうと消費者あるいは国民も自由にそこに意見が言えて、選択ができると、この構造を実現するために、情報もやはり外に出ていくルートというのが特別につくられるべきだと思うのです。

これは簡単ではないと思いますし、それから一直線に全てに開示あるいは一般的な公開ということにまでいくと、かなり影響があると思うので、例えば、とりあえずは、消費者庁と絡んで消費者委員会とか、あるいは適格消費者団体に限定するとか、いろいろな仕組みが考えられると思うので、ぜひその辺は皆さんのお知恵で、検討しながら現実的かつ確実な制度をつくっていただきたいというのがお願いです。

今後の検討課題として、ぜひ加えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは野田委員、お願いいたします。

○野田委員

ありがとうございます。

私からは、資料5-5の設備形成ルールに関する点につきまして、送配電業務を担う実務者の立場から2点、意見を述べさせていただきたいと思います。

まず長期方針のあり方について、送電系統の建設につきましては、長期のリードタイムが必要であること、それから安易な変更の繰り返しによって、継ぎはぎ型の送電系統にしないためにも、長期方針を策定する意義は大きいと考えております。そして、資料にもありますとおり、環境変化を捉えながら長期的な視野で見直すことも大切だと思います。

このような長期方針を、地域特性あるいは既存設備との整合性等を勘案した現実的で合理的なものとするためには、当該エリアの送配電事業者の知見や意見を聞いていただき、反映していただくことが肝要ではないかなと思います。

それから、2点目ですけれども、計画策定プロセスの効率的な進め方について、流通設備形成を行う場合、地域やお客様のための増強、高速道路建設等に伴う大規模な支障移設など、納期に余裕のないものがあるのも実態であります。お客様や地域のニーズにお応えするために、エリアの送配電事業者で考え対応するのが適切な場合もありますし、またプロセスにおいては利用可能な過去の検討結果を有効活用したり、概略的な検討を適切に活用するなど、効率的で効果的に進められるよう配慮する必要もあるのではないかと考えています。

以上2点、意見を申し上げましたけれども、送配電事業者としてエリアの安定供給のみならず、広域運用の観点を含めまして以上意識しながら、広域機関と協調した系統計画を行い、皆様のご期待に応えられるように取り組んでまいりたいと思います。

それからもう一点、先ほど松村委員から、昨日の北海道電力のお話がありましたけれども、詳細は存じ上げませんが、少なくとも系統運用者としては、安定供給のために最大ユニットが落ちた場合の対応は、あらかじめ確保しておくべきだと私は考えています。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは寺島委員からお願いします。

○寺島委員

ありがとうございます。本日は皆さんから非常に細かい点にまで、いろいろご指摘いただいているところもあるのですが、私からは、今回の資料全体を通して大枠をこう捉えた上で、もう一度今後のことも含めて「こう考えてみてはどうか」ということを幾つかお話しさせていただいた

と思います。

そういう意味では、本日の資料5-2の調整力の話、さらには資料5-3のインバランスの話というのは、双方、非常に関連するもの、皆さんもそう捉えていると思うのですけれども、これは「必要な調整力の話」と、「その費用負担のあり方の話」であり、同じことを別な視点から見ておるものだと思います。

そして、これは今後の重要課題にも非常に影響する事項だと考えておきまして、共通する基本コンセプトのもとで、一貫した考え方で捉えられるべきではないかと思っております。

そういう意味では今回、提案がありました系統運用者が確保する調整力の扱い、さらにはインバランス調整のためのゲートクローズ後のあり方、そのインバランスの料金設定の考え方についても、いずれも今回、事務局さんがご提案されたものというのは、私の受け止め方ですけれども、一貫した基本コンセプトがあるのではないかと考えております。

ではそれは何かと申しますと、一つ私を感じましたことは、系統を「総体の運営」として、いかに合理的、効率的にするのかという視点ではないのかなと思います。即ちその利用者たる方や、そのためにその利用者たる個々の事業者やその特定の方に、時として原因者たる責任を余り求め過ぎることは、かえって系統の全体の運用・維持・負担することによって効率的でない部分というのがあるのだということが、ずっと一貫してとっているのではないかと。その意味でも、やや懲罰的だと言われておりましたインバランスの値差というのはなくなるということでもありますし、中長期的に確保する待機電源などの固定費については、今後の議論ではありますけれども、系統利用者で広く負担していこうという考え方も感じられているところでありまして、さらにはバランシンググループについても、ゲートクローズ後には、系統運用者が全体を調整するなど、今回の提案にあるものは、即しているものではないかと感じております。

引き続きその俎上に乗ってくるであろう幾つかの論点も、この観点で、このコンセプトのもとに議論されていくべきだと思うのですけれども、特に重要なのが、やはり今後、利用者が多数ふえること、それが系統の利用者であったり、または系統の調整力を提供する人でもあるのですけれども、そういう人がたくさんふえること、さらには再生可能エネルギー等が大量に導入されることを考えていきますと、そういう事業環境が変わる中では、新たな課題には新たな思想や発想で対応する必要があるのだらうと思います。

その中で事務局さんのご提案の中で、資料5の資料の中にあることなのですが、再生可能エネルギーが導入された状況や、大規模自然災害など稀頻度事故が起きたときのその予備力、調整力のあり方については、ここは、先ほど松村先生もゼロベースで考えるべきだというお話もありましたし、いろいろな方からもご意見ありましたが、これについては、「これまでの常識にとらわれることなく」という言い方で正しいのでしょうか、いずれにしても、広域的な視点で捉えまして、

果敢に見直すべきものは見直すのだということでやっていくこと、それが重要ですし、その必要性を関係する皆さんがしっかり共有していかなければいけないのだろうと、これが新しい環境に向けての安定供給のために必要なポイントになるのではなかろうかと思っております。

もう一つ、一貫してある重要なコンセプトとして私が感じておりますのは、費用負担をする系統利用者、そして市場参加者、さらには先ほど林委員からもお話しありましたデマンドレスポンスやネガワットのことも考えれば需要家に対しても、いわゆる受給の状況を適切に発信できるシグナルを絶えず発信し続けること、これが系統運用上も市場設計上も重要になるのではなかろうかと感じております。

その意味では、今回の事務局提案にありますインバランス料金については、需給状況に応じて市場価格に連動するという点についてもそれに合っていますし、さらにそれが将来のリアルタイム市場に続けていくためだということに考えれば、そこにも即しているとは思いますが。

しかし、そのことで一貫して進めていく上で、やはり、今日、委員の皆さんからもたくさんお話がありましたけれども、非常に重要なのは、そのさまざまな場面で参照されるべき市場価格なりそのシグナルが正しく機能しているのかということ、十分な厚みと流動性がある市場ができているのかということ、そしてその健全性を監視する機能があるのかということ、既に何人かの方からご指摘いただきました点ですけれども、そこについては、私も賛同するところでございます。

その件につきまして、実は私からは一つ「シグナル」という話をさせていただきましたが、若干、委員の皆さんから多くの議論になっていたのは、「コストベース・原価ベースのものも絶えず考えるべきだ」というお話がありました。

これが、私の言っていることと、もしかして合わないのだとすれば、この件については、ちょっと一言時間を割いてお話をさせていただきたいと思うのです。中立委員の先生方が「コストベースのことも考えるべきだ」とか、「市場監視をしっかりやるべきだ」とおっしゃられているのは、これはまさに現状の市場のその信頼性が低いからというお叱りであり、「そこに本当に頼っているのか」というお叱りがそこに含まれているという意味で、そういう意味では、我々は、事業者として真摯に受け止めていかなければいけないのではなかろうかと思えます。

その意味で、「市場監視をしっかりするように」とか、「コストベースでのシミュレーションというのもやるべきだ」ということはわかります。しかし、何人かの事業者委員の方が「コストベースだ」とおっしゃったところについては、私は、やや「どうしてなのかな？」というふうに感じております。

即ち、この調整力であろうが、予備力であろうが、アンシラリーサービスであろうが、インバランスの原資になるものであろうが、今までは確かに一般電気事業者さんの発電部門が、もっぱら提供されていたというのは事実だろうと思うのですけれども、今後、私どもが目指そうとしている世

界は、この発電能力にしても何にしても、いろいろ調整力やアンシラリーサービスですが、それがどの人たちのものであっても、広く合理的に調達されて利用されていくことが、それがいわゆる安定供給と経済合理性を両立させていくために必要なところだと思うのです。

そういう意味で考えますと、自分自身のコストベースをさらけ出すことというのは、裏返して考えれば、「これだけコストがかかっているからコストをください」というようなことになってしまいますので、それは本末転倒です。やはり、本来の考え方からいけば、いわゆる市場なり、もしそれが調整力であれば公募、募集なりということになっていましたけれども、そこがちゃんと公平・透明なルールのもとで行われていくことが、事業者側からしっかり確保していかなければいけない、整備していかなければいけないこと、ないしはそれを事業者側が進めていかなければいけないのではないかなと考えております。その結果は、決してコストベースではないかと思えますけれども、先ほど言いましたように、皆が安定供給のために参画し、そして経済合理性が一定程度担保されること、そういう方向を目指すべきであるというふうに思ったところでございます。

すみません、最後がちよっと長くなってしまったのですが、最後に1つ、この2つの基本コンセプトに戻らせていただきたいのですが、1つは「系統全体でということ」、もう一つは、いわゆる「シグナルが絶えず発信されることに対してアクセプタブルか」ということなのですが、その基本コンセプトに共通することとして、もう一つ事務局さんからご提案になっている内容の「FITのインバランス制度」について感じるところがございます。

これについては、私も最初読んでみて、これは一体どういう意味なのかというか、~~の~~がしばし思案して、理解しあぐねていたのですが、これ、ちよっと言いかえれば系統運用者さんが再エネを回避可能費用で全量買い取り、それは「ぎざぎざの電気のもの」なんですけれども、それを成型して、事前通告した計画値の量に成型したものを、小売事業者には回避可能費用で再販しているというふうに受け止められるのではないかと。

これ、本当にいいのかなと実は思ったのですが、確かに、再生可能エネルギーそのものが、系統全体の調整力との見合いで系統接続されてきたということも考え、さらにはエリア全体の平滑化効果も考えて、再エネの発電量を予測することが必要でしょうし、その予測量をもとに、いわゆる系統運用者にとっての調整力を適切に確保し、効率的に調整するということから考えても、エリアを見ておられる系統運用者さんがそれをやるということについて、即ち、再生可能エネルギーの計画値を設定することについては、確かに個別事業者が細かく見るよりもいいかもしれないなというところでは、一定の納得に至ったのです。が、しかし、もしその方向でいくのであれば、ないしはこのご提案に沿っていくということになれば、それに派生する追加論点としては、この資料の最後のところの論点に記載されていますように、また、既にもう何人かの委員の方がおっしゃられたことと同じだと思うのですが、やはり系統運用者さんが精度よく予測できることが、系統の調整

力の余計なものまでを確保しないようにするためにも、その精度向上予測をしっかりとできること。同時にそれを小売事業者さんに適切に計画値を配分できなければ、また小売事業者間の中での問題も出てくるでしょう。それをしっかりとやるようにするためには、やはり小さな再エネ、屋根の上の太陽光さんとかそういうのは非常に難しいのだらうと思うのですけれども、大きな再生可能エネルギー事業者さんは、やはり系統運用者にその状況を適切に情報提供するなどの協力というか、努力が、この形を進めていくのであれば必要なのではないかと。その点は先ほど児玉オブザーバーからも「再エネはL5ではないのだ、それ以上だ」というふうなお話がありましたのであれば、なおのことそこについては、しっかりと提供されるべきだと思いました。

それからもう一つ同時に感じますのは、この成型された電気を手にする小売事業者さんにとって、その電気を引き取る価格が、今の回避可能費用の水準で本当にいいのかという議論、これが市場の発信する、私は「シグナル」というお話をしましたけれども、そことの関係です。ここについても、もう既に何人かの委員の方がおっしゃられていますので、私は多く語るつもりはないのですが、見直す余地があるのかどうか。もしこういう形でのインバランス制度をFITに適用するのであれば、そこをしっかりと議論を深めて、検討を深めていく必要があるのではないかとこのように思います。

以上ちょっと長くなりましたけれども、本日の私の意見です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、大変お待たせしました。辰巳委員からお願いしたいと思います。

○辰巳委員

ありがとうございます。

私の立場からは、資料5-1の25ページあたりからのお話に関して、質問があつたり意見があつたりということで、まず話させていただきたいと思います。

25、26、ずっと27、28と、非常に丁寧に小売電気事業者が需要家に対して販売していくための契約に関する細かい条項をいろいろ書いてくださっております。

とても、これでまずはいいのかというふうに思ったんですけども、それにつきましてまず質問がありまして、26ページ、項目がいろいろ上がっている26ページの中なんですけれども、①は買う側から申し出る契約の変更解除ですから、これは当然なんですけれども、②がどういう状態で起こるのか。だから売る側の方から買う側の人に対しての契約の変更解除に係る手続等というのが、通常こういうのってあるのですかということで、どういう理由なのかなというのがちょっと思いました。

それから、あっても構わないんですけども、契約は双方でやるものであるもので、一般的にはあっても構わないんですけども、通常、私たちが物を買うときにこういうのってあるのかなという

のがちょっと気になったもので。

それから③なんですけれども、電源の種類や商品特性として電気を販売する場合にはというふう
に限定されて、当該電源の種類と、今後これは検討していくという話なんですけれども、全部の小
売の人が書いてくださるという話ではないということですね。このあたりも、もしか可能であるな
らば、もうちょっと検討していただいて、電源を選択して買いたいという人に対して、電源の種類
を商品特性として販売する場合、では、商品特性としない人は、だからネガティブな情報というの
は書かないのかという、そういうイメージから、やはり情報というのは、両方書いてほしいんだと
私なんかは思うんですけれども、ここのところは限定されているので、もうちょっと検討してい
たきたいなというふうに思ったこと。

それから、あと、小売電気事業者の認定取り消しのお話とその前後にあったと思うんですけれど
も、契約している、つまり、今、手を挙げている小売事業者が300社以上あるというふうな話も聞い
ておりますもので、信頼できる人しか認定されないというふうには思うんですけれども、認定後、
何かのことがあって取り消しが行われたということがあった場合に、そういう情報というのは、そ
れはたまたまその事業者と契約している消費者というか、その需要家にどういう形でわかるのかと
いうのが知りたいなというふうに思ったんです。

だから、即刻、認定取り消しとか、あるいは業務改善命令か何か知らないですけれども、いった
りしたときに、自分の契約している事業者がもしそういうふうなものに当たったときに、さっきの
需要家からの申し出で契約解除したいとかというお話につながったりするかもしれないというふう
に思いますもので、認定取り消しをされたということが、多分それは官報とかでは出るのかもしれ
ないですけれども、私たちの目には普通触れませんもので、どういうふうにわかるのかというのが、
知りたいというふうに思いました。

それからあと、料金の内訳のお話が41から44あたりで出ておまして、それで、事業の事業報酬
というのでしたか、利益を分けるときに、託送部門と小売のところとで分けるんだというお話があ
って、それで、今後そういうのが分かれていくのであるならば、先ほど何か多分遠藤さんはそれ
をおっしゃってくださったのかと思うんですけれども、料金の内訳、電気料金の私たちに
来る請求書の中に電気料金の内訳というのが、何ら書かれるというふうに思うんですけれども、
そのときに託送料金と電気料金との内訳とか、どの程度細かいことまで書くよう、伝えるように
検討されるのか、これからかもしれないんですけれども、そういうふうな絵姿が何かわかると
いいというふうに思っておまして、これはどこで検討してくださるのかわかりませんが、何か
見えてくると、こういう形でというのがわかっていいというふうに思いました、ということ
です。

それからあと一つ。すみません。これで最後なんですけれども、5-3のやはり先ほどの32ペ
ージ、一番最後のページだったかというふうに思うんですけれども、この中には論点1の話なんです

けれども、余計な話かというふうに思いますけれども、7月にドイツとスペインの送電会社に見せてもらいに行ったんですけれども、視察に行かせていただいて、その折に見ていたときに、給電というんですか、画面の中でたくさんスペインもドイツも再生可能エネルギーを入れておりますもので、予測値というのを出しているんです。その予測値に対して実際にどれだけ、別にすみません、自然エネルギーがどのぐらい予測値と実際に発電しているのが合うのかというのを、常に時系列でもグラフが2本あって、それがぴったり、ほとんどぴったり合っているんです。だからつまり予測が完璧にできているということと言いたかったんですけれども、完璧ではないでしょうけれども、かなり完璧にできているということ言いたくて、それで、ああいう国々は長く時間をかけてやってきておられるんだろうけれども、後を追う日本がやはりそういう能力というのは絶対にあるはずだというふうに思うんですけれども、先ほどから何かすごくこの計画値を出すのがとても大変みたいなことのお話があったんですけれども、やはり十分、天気予報をすごく活用されながら、予測値を立てていかれているんですけれども、そういうのをぜひ何か早急にバックアップしていけるようか、追いついていけるような、そういう発電事業者だけに頼むのではなくて、やはり国もバックアップしてやっていけるようなことができるかとすごくいいというふうに私は思っております、やはり新エネルギーをどんどん入れていかなければいけない時代ですから、先ほども何かでこぼこを真っすぐにするのが送配電の仕事だなんていう言い方をされていますけれども、量がふえてくればこぼこも減ってくるわけですから、そういう意味ではぜひぜひ予測を確実な値にできるような仕組みをぜひ研究して、協力していただければというふうに思ったという次第です。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

質問を幾つかいただきました。後でまたお答えいただきます。それに関連してのご質問ということで、稲垣委員のほうからお願いいたします。

○稲垣委員

今、辰巳委員から資料5-1の26ページの供給条件についてお話が出たので、役所、新電力の側に、もう少しご検討いただきたいということがあります。

丸の2つ目なのですけれども、いっぱい載っています。今回の改革の目的は、需要家が自由に選択をして、みずからの利益あるいは考えることを、逆にいうと生産あるいは流通側に反映させていくという目的があったと思うのです。

問題は、この選択の自由を確保するといった場合に、選択可能な要素が、選択可能な環境の中で、存在することが大事だと思うのです。子供がステーキハウスに行っても選べない。例えば26ページのものを見たときに①から⑭を並べたときに、これを選択、この中で住所とか連絡先はいいですけ

れども、例えば⑤、それから⑥、それから⑩ペナルティ、それから⑫なんか多様化していくと思うんですが、様々な能力と状況にある需要家を想定したとき、自由な選択が可能なのでしょうか。通信の世界では、サービスの多様化によって、逆に比較が不能になっています。比較は同じものでなければできないのです。

特に、通信の分野では、いろいろな付加的なサービスとか、ソフトウェアのサービスとか、アプリケーションのサービスがあるのでおもしろいからというのはあるけれども、電力の場合はそれもないし、契約の自由を確保しなければいけない人たちというのは、情報リテラシーとか消費者の取引リテラシーが低い人たちもたくさんいると思われまます。

その中でその人たちの選択の自由も確保していくというのが、電力の世界における選択の自由の確保ということにつながるんだと思うのです。おもしろいからABCを選ぶのではなくて、確実だからとか便利だからとか、安定しているからとかあるいは電源の種類、こういうことで選択していくんだと思うので、例えば検討いただきたいのは、一定の限度に制限してしまう。あるいは手続なんかは、もう競争させないで同じ条件にしてしまう。例えば変更解約に関する手続方法は、要するに選択のエレメントにしない。どこでも同じにする。それからペナルティについても、減免措置とかその辺もある程度、制限した上で少しずつ社会の需要を見てやってほしいという、消費者の声に答えて、拡大していくという、そういうふうな考え方ができないだろうかと思うんです。

また、例えば新電力さんが、これから消費者を前に、今、情報を取得して、早く取得してスイッチングをやろうと一生懸命議論していますよね。スイッチングをやるときに、1から14までばっと説明して、不動産だったらまだ1時間も聞いていると思いますけれども、本当にこれ全部説明を受けてくれる消費者を前にスイッチングできるんですか、という面もあるので、やはり現実的にどこで競争するのかということをしりこめて、展開していくという戦略の中でやはり消費者が選択しやすい環境も協力して整えていくという、そうした観点から定型化できるところは定型化して、競争範囲を一定の限度では制限するというのも考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○横山座長

どうぞ。

○辰巳委員

すみません。言い忘れました。

28ページに、書面交付を免除するというお話が書かれているんです。状況によっては、必要がないという場合の、すみません、だから28の3つ目の丸の①と②なんですけれども、①はいいんですけれども②のお話がよくわからないという意味で質問なんですけれども、どういう意味ですかと。だから免除するというふうには書いているのに、下に書面をその者に交付する場合に限るというふう

に書いているからちょっと意味がわからなくて、どういう状況を想定するのかなどというのを教えていただきたい。

質問です。すみません。

○横山座長

どうもありがとうございました。

また後ほどお答えいただきたいと思います。

それでは、続きまして圓尾委員、お願いいたします。

○圓尾委員

ありがとうございます。

まず、これだけたくさんの論点があつて、事務局から多くの提案が出ていますが、ほとんどのものが合理的な内容だと思いますので、基本的には賛成します。という大前提で、3点ぐらいお話ししたいと思います。

一つは、今、辰巳委員と稲垣委員がお話しされていた26ページのところです。私の理解は違って、ここに書いてあるのは、小売業者について消費者が安心して、この人たちなら契約を結んで大丈夫なんだと思えるための必要最低限の要件を規制側として並べているということです。これを小売業者がそのまま消費者に見せて「うちを選んでください」なんていう小売業者は衰退していくだけの話です。どんな商品でもそうですけれども、我々のチャームポイントはここで、ほかにない魅力はここだから我々を選んでください、という内容を工夫していくのは、あくまで小売事業者の裁量というか力量です。ですから、規制側がこれだけ14項目も並べるというのは、全然違和感がありません。それをどう見せていくかというのは、小売業者が競争の中で考えていくべきことだろうと思っています。というのが1つ目です。

それから、2つ目はインバランス料金のところです。いろいろな委員がお話しされたので、簡単に言いますと、私もやはり本来は実コストでやるべきだと思いますけれども、実務経験がないのでわかりません。察するに、実コストをずっと追っかけていくのは相当大変な話だと思いますので、事務局がご提案になった13ページの式に基づいて算定するのには、当然賛同します。

ただ、遠藤委員がおっしゃったと思いますが、全てでなくていいと思いますけれどもやはり α が適切なレンジにあるのかどうかというのは、実コストをベースに検証していくことが大事なポイントになってくるのではとっております。

それから3点目は、事業報酬の関連です。事業報酬といっても、2つ出ていまして、いわゆる経過措置料金の、電気料金全体に関する事業報酬と、それから託送料金に関する事業報酬とあります。申し上げたいのは託送料金のほうの事業報酬の算定の仕方です。

この後のページに β 値の算定の仕方が書かれていまして、結論としては震災前の7年の β 値を使

うということになっていると思います。特段、違和感はありません。

一応、証券分析等の専門家としてお話をしておきますと、我々、実務でよく使うのは、5年です。ただ、学問的にその5年というものに何か根拠があるかというとは全然なくて、あえていえば、5年もあれば環境のいいときも悪いときも含まれているから、いろいろな相場環境の中での株価の挙動が含まれているだろうということで5年になっていたと思います。

しかし、震災前の5年を振り返ってみると、リーマンショックなど大きく相場が変動するようなところ、特異点みたいなものも含まれていますので、7年とか10年とか長いレンジの方がより適切だろうと思います。

7年と10年、これに何か違いがあるかというとは別に大きな違いはなく、私、個人的にはどちらか選べと言われたら10年かなと思いますが、7年でも特段違和感はありません。

同じような論点ですが、一つ申し上げておかなければいけないと思うのは、自己資本の前提のところでは、電気料金の算定では、自己資本比率を30%と仮定して加重平均をとっていますし、ガス料金の場合は35%です。30%という数字自体に特段違和感があるわけではないのですが、β値の議論をしたときに、今までと同じように総括原価方式が適用され、競争がない流通部門のβ値と、これから競争にさらされていくであろう小売や発電のβ値とは違うべきではないか、と考えたのと同様に、やはり、リスクが違うビジネスのあり得べき自己資本比率が一緒というのは、正直言って違和感があります。

例えば非常に極端なことを言うと、例えばINPEXさんとかJAPEXさんとか、石油の上流をやっているらっしゃるような、掘ってみないとお金が出てくるかどうかわからないリスクの高いビジネスをされているところは、自己資本比率は70%を超えて非常に高く、厚い自己資本を持っています。

逆に極端なことを言うと、たしか97年度だったと思いますが、東京電力さんが、自己資本比率10.0%まで低下してもなお、規制に守られているということで最高位の格付けを維持できていました。

だからといって流通部門の自己資本比率が10%でいいとは決して思いません。そこまで脆弱な状況で良いわけがないと思います。ただ、今後も流通部門と発電小売部門の自己資本比率が全く同じというのは違和感があります。しかしながら、今、何か解があるかと言えば、当然今までの経験値がないので、ありません。2016年に東電さんが分社化をされて、それぞれのユニットがマーケットとさまざまな会話をしていく中で、適正値がだんだん見えてくると思いますので、現時点で30%を使うことは構わないと思いますけれども、将来的には、そういう事例が見えてきた時点で検証をやるということを書き加えておいても良いのではないかと、思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは前田委員からお願いします。

○前田委員

ありがとうございます。

今までのご議論の中で、話題にはなっておりませんが、5-1の中で供給停止についての案の提示がございまして、こちらについてお話をさせていただきたいと思っております。

基本的に今回お示しいただいた事務局の案のほうに賛成するという立場でございますが、お願いも含めてということでございます。

示していただきましたように、これまで私ども一般的事業者としては、やはり電気が非常に重要なライフラインであるということ踏まえた上で、供給停止ということについては、可能な範囲で現場の実態に応じて、一定の配慮措置ということを講じてきたつもりでございます。この点につきましては、全面自由化以降においても、私どものほうで引き続き同様に可能な範囲での現場に即した対応を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

ただ、他方では現場の実態といたしましては、言い方がちょっとあれなんです、電気料金の支払いの能力はお持ちにもかかわらず、供給停止をしてようやくお支払いいただけるという、こういうお客様も現に存在しているという、これも事実でございます。

諸外国等では、既に顕在化しているように聞いておりますが、いわゆるホッパーというような形で飛び歩くということで、言い方が、これも悪いですが、電気料金を踏み倒して、また次の供給者へ渡り歩くと、こういうようなケースも出てこないとも限らないということでございますので、先ほど今回のこの改正というのが、需要家の選択肢の拡大という趣旨であるとお話もございましたけれども、それは大事なことなのですが、それを逆手にとって支払いを免れていくというような悪用と申しますか、こういったことがないような仕組みというのを考えていかなければいけないのではないかなというふうに考えてございます。

それから、今回の事務局案では、小売事業者については、契約の解除によって未収の増大を防ぐことができるというふうになってございますけれども、その結果、その後の受け皿という点では、特定小売供給約款あるいは最終保障約款というところへいくということで、これらがセーフティーネットというふうに位置づけられているという認識の中で、そういったセーフティーネットの中での供給が著しく増加する、あるいはそこに常態化するということでは、これは極端な例ですが、それによって例えば電源を手当てしなければいけないような、こういった事態になるというのは、制度趣旨として本末転倒、まずい、というふうに思いますので、これもまた事務局案として、懸念とそれからその解決というような形でお示しいただいていますが、やはり解除に当たっ

でも、通知あるいは督促ということを徹底していただくということで、安易にその解除ということではないというようなことで対応していただくようにということをお願いしたいというふうに思います。

それから、これも懸念のほうでお示しいただいて解決ということにもなっていますが、小売を解除する際に、その後、契約の期間の空白といいますか。要は解除されて無契約に陥るといふ、こういう状態というのはやはり避けなければいけないというふうに思っておりますので、その際には、解除については手を尽くしていただくという前提ですけれども、いよいよ解除という話になればその後のその特定小売供給約款、あるいは最終保障約款というところへ、速やかな移行というふうに書いてございますが、どちらかというシステムチックに手続なくそちらのほうへ移行できるというような手当て、こういったものを制度的に講じていただくとありがたいというふうに思っております。

この供給停止ということに関しましては、需要家保護、それから小売り事業者の債権の回収の問題、それから結果として最終的に最終保障で受けるということになれば、送配電事業者の事務の負担というようなことが、さまざま関係してきますので、それらが全体としてワークするようなご検討をお願いしたいというふうに考えてございます。

それから、先ほど消費者の方へのご説明ということで辰巳委員、それから稲垣委員のほうからお話がございます、ご質問に対してお答えするのは私ではないのかもしれませんが、先ほど圓尾委員がおっしゃったことに全面的に私としては賛成でございます。

一応ここに示されている5-1の資料の26ページに羅列されている部分というのは、ちょっと言い方が悪いですが、そもそも小売り事業者として本当に信用できる人なのかとか、それから契約の中身が本当にこれで大丈夫なのかと、リスクがちゃんと説明されているのかという、そういった観点からこういった項目を押さえておくべきという理解だというふうに思っておりますので、契約上の重要事項としての項目とすれば、私どもとしてはこの内容で賛成だと思っております。

稲垣先生がおっしゃったように、しかしながら、これをだらだら説明することによって、かえってリスクの所在がわからなくなってしまうということのご指摘も確かにそうかなというふうに思いますので、このあたりのところの工夫というのは、必要かなというふうには思っております。

以上でございます。

○横山座長

それでは稲垣委員からお願いいたします。

○稲垣委員

誤解を受けているようなので申し上げます。

ここに書かれていることが、契約に際して重要な事柄であって、その説明が必要であるというこ

とについては、全く私もそのように考えています。しかし、私の発言の趣旨は、説明をすべき事柄を、要するに消費者の選択の自由を保障する事柄に制限して、他は共通化してしまい、説明を不要とする工夫をしてはどうかということです。ここに並んでいる説明すべき事柄のうち、共通化したり、規格化できるものはして、小売の段階で説明すべきこと、事業者が競争すべき事柄を、実質的に消費者が選択可能な状況に、整理してはどうかということです。

説明を要するのは、需要家の保護、取引意思の形成に重要な事柄、競争条件として必要な事柄です。ところで、需要家の保護、スイッチングの容易さ、実質的な競争環境を確保するには、説明は、需要家が比較可能な程度に詳細であれば足り、それ以上の詳細さは、逆に消費者の意思決定の自由を阻害し、競争環境を不完全なものにすることになります。しかも、約款取引ですから、内容が合理的で、小売事業者により差がない、内容が規格化されていれば、具体的な説明は不用になるはずです。そこで、実質的な競争を確保する観点から、ある程度共通化したり規格化できるものがあればしてしまっただろうかと思うのです。通信の世界で生じている実質的に比較が不能になっている状況、競争確保のためにサービスを制限するなどの工夫をしたイギリスの例を見るとそう思うのです。

なお、説明の仕方でいかようにもなるんだよというのは、ちょっと困ります。説明の仕方がどのようであろうと、需要家の保護や需要家が自由な意思決定ができるだけの十分な説明は必要です。だからこそ、説明すべき事柄を整理してはどうかということなのです。これを示して、はいって説明はしませんよって、それは当たり前のことなんですけど、説明の仕方さえうまくいけば、この辺十分な理解ができなくてもよいというふうな説明が行われるとは私も思っていないので、その辺は業者さん、よろしくお願ひしますということでございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、松村委員からお願いいたします。

○松村委員

すみません。2回目で申しわけないです。

ほかの人の話を聞いていて、私は深刻な誤解をしていたのではないかと心配になったところがあって、ちょっと確認させていただきたいのですが、まずFITのところ、インバランス料金のところなんですけれども、仮に送配電事業者が予測するとき、3発電するかもしれないし、2発電するかもしれないし、1発電するかもしれないし、格率3分の1ずつだというような電源が仮にあったとして、その地域内にその電源が1個しかなかったとして、その事業者に対して計画値はこれだけですというときには、平均的には2発電するわけですよ。そのときには計画値は2というんですか。あるいは最低限は1発電するというので、この最低値に対応する1というふうにか。

私は2だと思い込んでいたので、今の今まで。その理解で正しいということならいいんですが、もし私の理解が間違っていて、供給力としてカウントできるような量というのをこの計画値として各事業者に割り当てるんだという趣旨だったとすれば、その旨教えてください。私は完全に誤解していました。

それから次、資料5-1について、言わなければいけないと思っていたのに全く言及しませんでした。すみません。

私が絶対言わなければいけないと思っていたのは、57ページなんですけど、私はすみませんが、ここに書かれていることは完全に間違いだと思います。全く承服しかねます。

その前に書いてある β 値の説明は、とりあえず7年にするか10年にするかという問題はあるかとは思いますが、考え方としてもっともだと思います。それに対応する β 値と同様にとやるんだったら、本来はリスクプレミアムの部分というのが震災前と震災後でこう変わったとやって、リスクプレミアムの調整をこうするというのは、パラレルになっているのであって、金利の水準自体というのをやるというのは根本的に間違っていると思います。

なぜかという金利の水準自体は、当然全体の金利、例えば国債の金利と違ってというのは大きく変わっていますから、国債の金利がどんどん下がってくるという事態をとってみると、震災前というのと震災後を比べてみれば、当然金利の水準って震災前のほうが高いわけですね。そうすると資本コストってこれで計算してしまうと、震災前のほうが高いというふうになるんですが、この調整の本来の意図は、震災前のリスクの低かったときのコストに対応するようなものにしなければいけないと言っているながら、全く逆方向になっているということなので、これは考え方として根本的におかしいのではないかと思います。

一方で難しいところがあるというのは十分承知している。つまり、恐らく託送部門とそれ以外のところでは、例えば負債の期間と違ってというのが大分違うとかというような、そういう調整をどうするんだとかという難しい問題があるということは、ひょっとして頭にあったのかもしれませんが、このやり方をしてそれが補正できるということは一切ないので、このやり方は理論的に僕は100%間違っていると思います。

実際に金利がこれだけ下がっているということを考えれば、このやり方、到底採用するというのは許容できないというので、もしあえて調整するとすれば、震災前に電力債というもののプレミアムがどれだけついていて、震災後のプレミアムはどれだけになったのかということを考えて補正するというほうがよっぽど正しいと思います。

それから圓尾委員がご指摘になった3割の点については、私は本当は物すごい不満を持っています。物すごい不満を持っているというのは、震災前だって、一般電気事業者の平均でいえば、3割も自己資本を持っていなかったではないか。それなのにもかかわらず3割の自己資本があるとみな

して事業報酬をもらっていたわけですから、ぬれ手に粟でずっとお金をもらっていたわけなんです。それをまたずっと続けるのかというのに関しては、本当は忸怩たる思いがあります。本当は実勢の自己資本比率に合わせればいいのではないかと本気で思っているのですが、しかし、それをやるのは幾ら何でもひど過ぎるといふか、震災後急激に自己資本比率が下がったという、それを前提にしてやってしまうと、望ましい自己資本比率よりもはるかに低い状況というのになっているので、それはやり過ぎだといふのは十分わかっているのですが、私は本当は震災前の10社平均の自己資本比率、資本規模において加重平均した10社平均の自己資本比率といふのに対応するもので十分ではないかと本当は思っています。

ただ、それを言い出すと、今回のようにまず基本的に既に査定のあるところといふのについては、配分は変えるけれども、それからある種の調整はするけれども、差し引き方式で出していきますといふのとバッティングする可能性といふのがあって、それを主張すると、相当面倒くさいことになるだろうといふので、我慢して言わなかったといふことであって、このまま3割といふのであれば、ぬれ手に粟の利益といふのを一般電気事業者が得るのがこのままずっと続くといふことだけは、きちんと考える必要はあると思います。3割が私は適正だと本当は思いません。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それではほかに何かご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは事務局のほうから、幾つかご質問をいただいていますので、お答えいただきたいと思えます。

○安永調整官

いろいろご指摘いただきまして、ありがとうございました。

まず児玉オブザーバーから頂戴いたしました離島の燃料費についてのご指摘と、圓尾委員、それから松村委員からいただいた自己資本についてのご指摘と、松村委員からいただきました有利子負債利率についてのご指摘については、この後、電力市場整備課長のほうからお答えさせていただきます。

それでは、まず児玉オブザーバーのほうからいただきました供給力のところで、再生可能エネルギーのL5は未来永劫ではないのかといふところ、これはあらゆるものについて、この仕組みはずっとといふことはありませんので、当然必要に応じて見直しが行われていくものといふことだと考えております。

それから遠藤委員から、それから、ほかにさまざまな委員の方からご指摘をいただきましたコストベースのところについてでございます。市場の監視が重要であるとか事後の検証が必要であると

いったご指摘。それから大橋委員からは監視機関が必要ではないかというご指摘もいただきましたけれども、監視組織につきましては、この電力改革のプログラムの中で、まさに大橋委員からご指摘がありましたように、独立性という話、あるいは専門性という話を踏まえて、何らかの新しい組織で対応するというようにしておりますので、そういった中で当然コストとの関係等も含めて、市場監視という中でしっかり対応していきたいというふうに考えております。

それから、遠藤委員からいただきましたこの想定というか、再生可能エネルギーの計画値を送配電事業者が想定をするときに、発電事業者がすぐれた事業者であれば、補正をできるようにといったようなご指摘をいただきましたけれども、これはまさにFITのインバランスの資料のところ、一番最後に論点1というふうに書かせていただきましたけれども、これはどちらがということではなくて、送配電事業者もそうですけれども、発電事業者も予測精度をいかにして高めていくかということ、きちんと努力しなければならないということでございますので、具体的にどうしていくかというのは今後ですけれども、大事なご指摘というふうに考えております。

それから、大橋委員からまず調整力の確保につきまして、デマンドレスポンスが含まれるのかどうかといったご指摘、これ、林委員からもいただきましたけれども、これはこの資料の12ページのところにネガワットが含まれるということも明記しておりますので、当然そのように考えておりますということでございますけれども、あとはこのパフォーマンスで調達という考え方に修正すべきではないかといったご指摘も大橋委員からいただきました。

ここで考えておりますのは、給電指令を受ける電源の所在場所ごとの単位という意味でございます。燃料種のところも15ページで、必要量を燃料種なども勘案した経済性、多重対応可能性等も勘案しつつ確保という意味でございますので、ここはご指摘のありました、例えば出力の変化速度といったことだけではなくて、その調整力に使う電源のどういうエネルギー源なんだろうといったことも踏まえる必要があるということで、このようなご提案にさせていただいております。

それから、大橋委員からこのインバランスの今回の提案というのは、リアルタイム市場ができるまでのお話かというご質問をいただきました。これはそのとおりでございます。5ページのほうにも記載をさせていただいております。

それから、回避可能費用のところにつきまして、大橋委員初め沖委員その他、その他と言っては失礼ですね。さまざまなご意見をいただきました。これ特に沖委員から、そもそも回避可能費用という考え方なのかと、託送料金という考え方でもあるのではないかというご指摘もいただきました。このあたりも含めまして、まさにこの固定価格買い取り制度に適用する際のインバランスについて、回避可能費用、そもそも回避可能費用の範疇なのかということも含めて、その見直しについては、ご指摘も踏まえて検討する必要があるだろうなというふうに考えております。

それから、大橋委員から供給計画とそれから小売の登録については、何か一つの手続にできれば

したほうがいいのかという角度でご意見、ご質問をいただきましたけれども、これは残念ながら、そもそも出す先が違いまして、供給計画は広域機関を経由して国に出す、登録は直接国がやるということになっておりますので、中身の平仄をどこまで合わせるかというのは、例えば軽微変更はいちいち登録の変更をしなくてもいいというご提案にしておりますので、供給計画の変更に合わせて登録を変更するということが、登録のやり方であったり供給計画のつくり方によっては可能だと思いますけれども、これは完全に一つの手続にするというのは、残念ながら法律上想定していないということで、というふうに考えております。

それから、稲垣委員からご指摘いただきました法的分離の行為規制の資料の10ページで、就任についてのことが書いてあるけれども、逆向きの話もあるのではないかとご指摘をいただきました。もし趣旨を取り違えていたら申しわけありません。私ども逆向きの話は隣の次の11ページのほうに一応記載をしたつもりでございます。

それから辰巳委員から、契約条件の説明義務の中で、項目の⑫事業者側から解約するとは一体どういうことなのかと。これは、今まで供給義務がありますから、余りそういうことはないのですが、今後は、場合によっては事業者の方から「すみません。今度からあなたには売れません」ということがないわけではないということで、ここではまさにそういう場合にはどういう手続でやるのかということをごきちんと言明せよということを決めておりますので、小売事業者から契約の解除がいつもやってくるということでは全くなくて、そういうことをするんだったら手続をどうするのかはちゃんと明らかにする必要があるということで、説明事項の項目に入れております。

それから、辰巳委員からご指摘いただきました登録を取り消されたとか業務改善命令を受けたということを、その契約している需要家はどのようにやるのだろうかということにつきまして、こちらは、その場合の対応について、今、ご提案を含んでおりませんので、少し検討させていただきたいと思っております。

それから、稲垣委員からご指摘ありました、先ほど少しご議論ございましたけれども、例えば解約手続を統一するとか、そこには選択をさせないというのもあるのではないかと。まさに先ほど前田委員からもお話しありましたように、ここでは法規制で最低限何をさせるかという観点で構成をしておりますけれども、ただ例えば解約の仕方については、何らかみんなが統一のルールをつくるというようなことも考えてはどうかということ、例えば供給停止の懸念事項への対応のところではご提案をしております、そういう中で、今後これは事業者間で相談してみんなこういうことでルールにしようよとやっていくものもあるかもしれませんし、規制でやっていくものもあるかもしれませんが、例えば解約ルールについては、まさに供給停止の議論の中で少し統一ルールがあったほうがいいのかというようなご指摘もありますので、そういう形で具体化させていただくところもあるのかなというふうに考えております。

それから、辰巳委員から小売の資料の28ページのところで、書面交付の免除とあるのに事後でというのはどういうことなのでしょうかというご指摘をいただきました。これは、書面交付は契約をしようとするときの書面交付と、後でやる書面交付と2つありまして、ここではその契約しようとするときに、しかしそれが電話だったらどうするのだろうかということで、それもすぐやってくださいという意味で、契約しようとするときには免除なんだけれども、その後でちゃんと渡してくれということを書いてあるというのがその意味でございます。

それから、松村委員から固定価格買い取り制度のインバランスのところで、3つあって2なのか1なのかというご質問をいただきました。もしご質問の趣旨をうまく理解できていないかもしれませんが、ここで計画値として出すものは、詳細なルールは今後決めていくということになると思いますけれども、計画値は当然まさに確からしい数値を出すということになりますので、電源がもし1個あれば、その電源が出すであろうというものをつくるということになりますので、もし3と2と1があって、その平均になりそうだと思ったら2だということなんですけれども、よろしいでしょうか。

私からは、足りていないところがありましたらお許しいただきたいと思っておりますけれども、以上でございます。

○伊藤電力市場整備課長

電力市場課長の伊藤でございます。

事業報酬の前に、ソフトバンクの児玉部長から、離島のユニバーサルサービスの関係でご提案をいただきました。一言だけ。

66ページの点でございますけれども、いわばもともと電気料金の制度で燃料費調整制度というのがございまして、いわゆる年調ですけれども、もともとこの電気料金のほうの年調は、むしろ差益還元をしなければいけないということで、できるだけ迅速に料金に反映させるということで毎月見直しを行うということにしておりまして、きょう、ご提案した離島ユニバーサルサービスのスキームは、ある意味年調制度を準用するというところで、毎月変動ということでご提案を申し上げましたけれども、先ほど通信の例なども踏まえまして、具体的にご提案をいただきましたので、運用面の課題、どういうことができるかということを含めて検討させていただければと思っております。

また、圓尾委員、松村委員からご指摘のあった事業報酬でございますけれども、大変重たいテーマですけれども、まず圓尾委員からいただいたご指摘から申せば、自己資本報酬率30%の前提ですけれども、縷々ご議論いただいたように、本来その流通部門と発電小売部門のあるべき資金調達コストということでしっかり切り分けてというのは、全くそのとおりでして、全て今後実績が出たところで検証し、必要な見直しをしていくということだと思っておりますし、その意味では松村委員からもご言及がありましたように、いつまでもその30%のままで、ある意味ぬれ手に粟ということではい

けないということですので、しっかり必要な見直しをしていくということで整理し、そういった趣旨がわかるようにさせていただければと思います。

一方、他人資本報酬率のほうにつきましては、これまた松村委員のご指摘は全くもつとだと思えますので、なかなかぴったりこれが最適であるというベンチマークがないということで、事務局で悩んでいるわけですが、改めて一番よいベンチマークを整理して、これについては代替案ということで改めてお示しさせていただければと思います。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

大体皆様からのご質問に関してお答えいただきましたと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それではきょう長時間にわたり非常に活発にご議論いただきまして、ありがとうございました。たくさん論点がありましたので、まずは引き続き検討が必要なことにつきましてまとめさせていただきますと、今、お話しありました託送料金の事業報酬率の算定に用いる有利子負債利子、これにつきましては、今後また議論させていただくということで、事務局に整理をお願いするというようにさせていただきたいというふうに思います。

それから、離島の燃料費調整制度につきましても、先ほどお話しありましたように、引き続き検討させていただくということでございます。

それから、大きな問題になりましたFITの回避可能費用見直し。これにつきましても固定価格買い取り制度と、それから計画値同時同量の整合に当たりまして、回避可能費用を見直すかどうかについても、たくさんご意見を皆さんからいただきましたので、これにつきましては検討の場をどうするかも含めまして、事務局にて整理をいただくということで進めたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。たくさんまだまだ課題がございますので、次回以降もまた、きょうのようにたくさん論点が出てくるかと思いますが、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは大分時間が超過いたしました、本日、長時間にわたりましてありがとうございました。

それでは最後に、安永さんのほうから今後のスケジュールにつきましてご説明をいただきます。

○安永調整官

ありがとうございました。

次回でございますけれども、10月の下旬ごろを想定して、現在日程を調整中でございますので、また改めてご連絡をさせていただきたいと思えます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それではこれにて第8回の制度設計ワーキンググループを終了したいと思います。どうも長い間ありがとうございました。

—了—

問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力改革推進室

電話：03-3580-0877

FAX：03-3580-0879